

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

経 済 常 任 委 員 会 会 議 録			
日 時	平成 28 年 7 月 1 日 (金)	開 議	午後 1 時 0 0 分
		散 会	午後 5 時 0 0 分
場 所	消 防 講 堂		
議 題	付 託 案 件		
出席委員	中村 (岩雄) 委員長、酒井 (隆行) 副委員長、 秋元・中村 (吉宏)・面野・小貫各委員		
説明員	産業港湾部長、産業港湾部参事、農業委員会事務局長 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

会議に先立ちまして、本日は人事異動後初の委員会でありますので、異動した理事者の紹介をお願いいたします。  
(理事者紹介)

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。  
本日の会議録署名員に、中村吉宏委員、小貫委員を御指名いたします。  
付託案件を議題といたします。  
この際、理事者より報告の申し出がありますので、これを許します。  
「おたるドリームビーチ海水浴場ルールについて」

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

おたるドリームビーチ海水浴場ルールについて御報告いたします。  
このたび、ルールの策定につきましては、市と北海道や警察、海水浴場組合などの関係機関等が協議会を立ち上げ、おたるドリームビーチ海水浴場のにぎわいを維持しつつ、地域住民の生活環境との調和を図るとともに誰もが快適で安全・安心な海水浴場を目指すものであります。  
協議会の開催日については、第 1 回協議会を 3 月 30 日に開催し、その後 4 月 15 日、4 月 28 日の計 3 回開催いたしました。

協議会構成機関については、北海道、警察、小樽ライフセービングクラブ、銭函連合町会、おたるドリームビーチ協同組合、庁内関係部署の計 12 機関、そのほかにオブザーバーとして小樽海上保安部、北海道財務局、北海道総務部危機対策室の 3 機関が参加されました。

主なルールの内容は、第 1 章で目的とルールの周知、第 2 章で海の家営業時間やイベントの規制などのルールを定め、第 3 章で海水浴場利用者の火気制限やテントの使用制限及びキャンプの禁止などのルールを定めております。また、第 4 章では、パトロールの実施についても定めているものであります。

○委員長

「平成 27 年度企業立地状況について」

○（産業港湾）荒木主幹

平成 27 年度の企業立地状況について報告いたします。  
資料 2 をごらんください。  
最初に、「1 新規立地企業」についてであります。銭函工業団地の銭函 3 丁目において、鉄鋼業の栄和鋼業株式会社など、3 社が立地しております。  
また、石狩湾新港地域の銭函 5 丁目において、設備工事業の後藤工事株式会社が立地しております。なお、備考欄は、各立地企業の土地や建物の取得先であります。  
次に、「2 既立地企業の用地取得」についてであります。銭函 3 丁目において、飲食料品小売業の株式会社セコマなど 2 社が、それぞれ新たに用地等を取得しております。なお、備考欄は、既各立地企業の土地や建物の取得先であります。  
次に、「3 操業開始企業」についてであります。銭函 5 丁目において、建築資材卸売業の山地ユナイテッド株式会社がメガソーラーの稼働を開始しております。また、銭函 3 丁目において、株式会社コトメンフーズなど 2 社が新たに操業を開始しております。なお、コトメンフーズは、平成 27 年 11 月に本社を札幌市から本市に全面移転されております。

最後に、「4 工業団地立地状況」についてであります。平成 28 年 3 月末現在、銭函工業団地では、立地企業

数が対前年度 1 社増となる 118 社、分譲面積は 66 ヘクタール、分譲率は 87.2% となっており、立地企業 118 社のうち、対前年度 2 社減となる 101 社が操業しております。

また、石狩湾新港小樽市域では、立地企業数が対前年度と同じ 71 社、分譲面積は 114.4 ヘクタール、分譲率は 48.4% となっており、立地企業 71 社のうち対前年度 1 社増となる 50 社が操業しております。

石狩湾新港地域全体の立地状況につきましては、立地企業数が 730 社、分譲面積は 796.9 ヘクタール、分譲率は 66% となっており、立地企業 730 社のうち 612 社が操業しております。

なお、工業団地外ではありますが、バリウムなど医薬品原料製造業のカイゲンファーマ株式会社が天神 1 丁目において工場を移転新設し、操業を開始しております。

#### ○委員長

これより、質疑に入ります。

なお、順序は、自民党、公明党、共産党、民主党の順といたします。

---

#### ○中村（吉宏）委員

##### ◎夜の小樽観光について

今、小樽市では観光客が非常に増加をしている状況、夜の小樽の観光をどのようにしていくのかというようなテーマが非常に議論をされていると思うのですが、今回は補正予算にも「夜のまち歩き」実証実験事業費等の夜関係のものも上がってきているわけですが、その手前、夜のまちなみ散策ツアーが先日行われたものですが、こちらのツアーについて結果等の状況を知らせていただければと思います。

##### ○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

小樽観光協会では、昨年、試験的に行いました夜のまちなみ散策ツアーについてということだったと思います。その内容と結果についてでございますけれども、内容としましては運河、それからいわゆるウォール街周辺の主に歴史的建造物を小樽案内人がガイドいたしまして、そのガイドの説明を観光協会の通訳スタッフが通訳しながら巡ったツアーでございました。料金については無料で試験的に実施しております。通訳については、当日集まった参加者の皆様の国籍を見て、英語、中国語、事前にわかっていたら韓国語のスタッフも用意して配置したところでございます。その通訳については観光協会の通訳スタッフ及びボランティアスタッフで賄ったということでございます。

実績で、期間が平成 27 年 11 月 21 日から翌 1 月 30 日の週末を中心に計 24 回開催されました。

参加人数は合計 286 名で、内訳としては日本人観光客 144 名、外国人観光客 142 名とほぼ半々で行われたということでございます。

それから結果といいますか、参加者からアンケートの調査、アンケート協力いただきまして、その感想を見ますと、この合計 286 人のうち 44% に当たる 125 名から御協力をいただきまして、ツアーの内容「大変よかった」それと「よかった」あわせて 96% を占める 120 人の回答がありましたものですから、この 11 月から 1 月の冬の厳しい天候の中での実施ではありましたが、高評価を得たものと聞いております。

#### ○中村（吉宏）委員

もう 1 点詳しくお答えいただきたいのですが、どのぐらいの時間をかけて何カ所ぐらい回られたのかというところをお聞かせいただけますか。

##### ○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

運河プラザで集合いたしまして、色内大通りに行きますと、ウォール街日銀の前を旧国鉄手宮線のところまで上がりまして、それから真っ直ぐ下がって小樽運河、散策路を浅草橋から中央橋のほうに歩きますと、それから観光協会に戻ってゴールということで、詳細はあれですけれども、時間は 1 時間程度、それから箇所ポイントについては 10 カ所程度だったと聞いております。

○中村（吉宏）委員

冬の時期に行った企画で、余り長い時間ちょうどいい時間帯でありますし、コースとしても非常に妥当なコースだったのでないかなというふうに思いました。これに向けて、また今後新しい展開はされていくのでしょうかけれども、今回のその夜のまちなみ散策ツアーを踏まえて、今後展開されていくものについて、どのような目標を持っていらっしゃるかというところをお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

昨年のこの夜のまちなみ散策ツアーを受けての夜のにぎわい創出に向けて、将来的にどういう展望というか考えるかということだと思いますけれども、まず散策ツアーという形のことと言えば、今回、委員がおっしゃられた補正予算で上げさせてもらっている「夜のまち歩き」実証実験事業があります。内容は、今申し上げた夜のまちなみ散策ツアーは無料実施でございましたけれども、これに付加価値としまして、例えば地場産品グルメとか例えば体験メニューをパッケージしてナイトツアーに仕立てまして、参加者からは食事代とかそういう実費負担だけいただいて、そのかわりそのアンケートには必ず御協力いただくというような手法で考えております。

このアンケート結果等をもとに、このモデルのこのモデルツアーならどれぐらいの価格帯が適当かなどといった参加者の意識を吸い上げて、これを商品化に向けたモニタリングや分析を行うものです。

さらに、このモニターツアーの実証実験事業の結果を受けて、これは将来的になりますけれども、こういったメニュー、コースを多様化といいますか、いっばいつくって着地型のオプションツアーとして観光客の皆様を選択していただける商品に育てていくのが理想形でございます。

それからまた、これも将来的な話ですが、新しい小樽観光推進振興組織が小樽版DMOと言われておりますけれども、これが自立自走に成功していけば特に外国人観光客の夜のアクティビティーの充実を図るために、理想ですが、夜間複合型の施設が創設されていく、こういった取り組みも考えられているものだと思っております。

○中村（吉宏）委員

いろいろ検討されている状況かと思えます。小樽の観光でいきますと、今までは結構通過型という枠で捉えられていて、宿泊の方が少ないというようなイメージがあったのですが、私が見る範囲では随分宿泊の方もふえてきているのではないかなという印象が多くあるのですね。

そこで、データがあれば示していただきたいのですが、今、市内のホテルの稼働率ですとか宿泊数に関して、ここ数年、3年ぐらいでしょうかね、何か経過等わかるものがあればデータを示していただけますでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

宿泊施設の平均の稼働率ということだったと思うのですが、入込客数の調査の中で小樽地区と朝里川温泉地区というふうに分けてございます。特定のホテルは言えませんが、小樽地区のホテル部門全体で過去5年間調べてみました稼働率がございます。東日本大震災の影響を受けた平成23年との比較がいいかと思ひまして、平成23年の1年間の平均の全体稼働率が46.8%でございました。最新の平成27年度における小樽地区のホテルの1年間の平均稼働率が63.8%に上がってきています。これはポイントで言いますと、17ポイント上がっておりますので、相当上がっているという実感をしております。

それとピーク月、これはどちらの年も8月でございますけれども、ピークはよく満室で予約がとれないとかという話を聞きますが、見てみましたら平成23年度で73.5%、平成27年度では82.1%まで上がってきていまして、8.6ポイントの上昇となっております。ピークは8.6で、平均は17アップですから、分析といたしましてはピーク以外の冬期間を予想としては外国人観光客の宿泊が押し上げているような格好というのが見てとれると思ひます。

○中村（吉宏）委員

平成23年と比較しますと、かなりの率で伸びてきている。これは恐らく一気に伸びたというわけではなくて、徐々に伸びてきている状況かと思われるのですね。小樽の今の観光を、先ほど通過型がメインでということが、何てい

いますか、通説的な感じで言われてきておりますけれども、今後としましては、やはり外国人の観光客もふえている中、時間を消費させて宿泊型の観光の方向にシフトしていくような発想、いわゆるお客さんにどんどん泊まっていたり、あるいは泊まるお客様に楽しんでもらうようなまち、夜の町並みというものがあるので重要になってくるのではないかなというふうに思っております。

観光協会でも、例えば小樽ナイトマップですとか、そういうものはつくられているのですが、今後の宿泊の方を楽しませるような、あるいは夜に来る方を魅了するような、市長の言葉をかりればそういうことになるのですが、そういった方策について何かこの議案に上がっているものに限らず、何かあればお示しいただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

#### ○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

時間消費型、宿泊型につながる夜観光のにぎわい創出ということでございますけれども、先ほども申し上げた中で小樽版DMOというものが自立自走して稼ぐ力みたいなものをつけていけば、そういった夜、居場所のない外国人が過ごせる拠点としてのそういった施設が立ち上がっていったり、それから夜のそういったツアーがナイトツアーが多様化していったりということは、将来的には考えられるかと思えます。

近々で言いますと、委員おっしゃられたとおり観光協会で作成しました小樽ナイトマップ、これは既に活用していただいておりますけれども、加えまして、昨今やはりウェブとかSNSを活用利用して外国人観光客には、特にアジアの方には効果的だと思いますので、そういったウェブやSNSを利活用して、小樽の夜の魅力や情報を広く隅々に発信していく事業を今年度はまずやっていきたいと思っております。

#### ○中村（吉宏）委員

観光客の方も、本当にスマートフォンですとかいろいろ見ながらウェブの情報を頼りに歩いている部分というのがありますし、そうすると今度は市内の店舗いろいろな飲食店ですとか物販含めた店舗の案内などもより充実させていかなければならない、あるいは詳しい情報をブロッガーの方などにもどんどん出してもらいますとか、そういう作業も必要になってくるのだらうかと、今後の課題として受けとめさせていただきます。

今、ウェブの利用というところに係ってきまして、次の質問に入りますけれども、私、昨年第3回定例会の一般質問で、Wi-Fiのアクセスポイントに関する質問をさせていただきました。その後、現状として何か進捗があるのかお示しいただければと思えますが、いかがでしょう。

#### ○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

Wi-Fi環境とか設備の現在の進捗ということだと思いますけれども、一応一番新しい、もっともとおたるという観光ガイドマップ、委員も御承知のとおりだと思います。これをつくりましたけれども、そこにインターネット接続可とWi-Fiありという表示を新たにわかりやすいようにつけたのですよね。それを拾っていきますと、そういったWi-Fi、インターネットをつけている個店がガイドマップに掲載されている広告のページの施設や店舗だけでも50カ所以上を数えます。それから公共的な箇所といいますか、小樽駅、浅草橋、堺町の各案内所、それから運河プラザも含めて、市としては今のところ必要最低限の箇所にはWi-Fiを設置しているものと考えております。

ただ、これはスポットスポットでありまして、Wi-Fiエリアというような広域でエリアリングされたものではない中、今回、堺町通り商店街約900メートルの通りがありますけれども、それを全てカバーするフリーWi-Fi環境の整備を今年度やるということを開いております。

市として、今はあの時点から新設したということはないのですが、今後はさらなる必要箇所があれば、その設置主体も含めまして検討してまいりたいと考えております。

#### ○中村（吉宏）委員

今、堺町通りのWi-Fi環境の整備の話が上がりましたが、その整備について商店街が主体でということでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

商店街が主体となりまして、経済産業省の補助金を4分の3採択を受けたということでございます。

○中村（吉宏）委員

民間の皆さんがそうやって環境整備にいろいろ補助金の申請をしながら努力されているというところには、本当に頭が下がる部分ではあるかと思うのですけれども、このWi-Fiの問題、アクセスポイントを増加させるに当たっては、私もあの後いろいろ調べてみたのですけれども、例えば地方創生交付金を当て込んでやろうとしても、なかなか国ではそれを認めてくれないという状況があり、とすればどういう予算づけができるのかという問題の中で、やはりいきなり大規模に市内の観光地全てに一気に設置というのは難しいのだろうなというふうに思っているわけなのです。

しかし、やはり外国人の方が急増している中、その情報源としてインターネット等の利用が非常に彼らにも必要としている部分もあり、そうなってくると一気にといわず、観光動線の中で幾つかポイントを絞って、小さく少しずつ予算づけをしながら進めていくということも考えられるのではないかと思うのですが、そのあたり私の提言を踏まえまして、観光振興室のお考えを示していただければと思います。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

委員のおっしゃるとおり、もはやといいますか、今やWi-Fiをつけるだけで10分の10の補助金を受けるということは、もう不可能な状況でございます。何か目玉事業、目を見張るような新しい事業にセットでWi-Fiがくっついているみたいなきには、包括して認められるということもございますので、そういったものを検証しながら、やはり今まちなか観光にぎわいづくり調査事業で、外国人の方に直接ヒアリング調査を1年かけて、28年度秋までかけてやっておりますので、そういったニーズ、結果を見ながらニーズとか不満に思っていることとかを見つけながら、これも設置主体も含めた形で研究、検証してまいりたいと思います。

○中村（吉宏）委員

そうですね、今アンケートの調査等々もあつたかと思えます。いろいろな事業の中で、今回も挙がっている夜のまち歩きの実証実験などもそうなのですけれども、例えば参加者の方にインターネットといいますか、Wi-Fi等の利用、つながりやすいつながりにくいような場所ってあるかいというのも、交えながら聞いてみるのも一つなのかなと。いろいろな工夫をしながらやはりコストの部分というのがありますから、ローコストで効果を得られるような秘策が必要なのではないかなというふうに思いました。

この問題については、一応いろいろお伺いしましたので、次の質問に移らせていただきたいと思います。

◎観光船事業について

今、観光船事業が小樽市内では非常に業態で多くなってきていると。小樽港マリーナからもそうですし、運河からもそうですし、今、高島地域でも新しい観光船事業を興されようというようなお話も伺っているところであります。

先日のこれ北海道新聞でしょうか、6月18日の記事なのですけれども、青の洞窟のツアーの安全確保というタイトルで出ているのですが、北海道運輸局が何か協議会設立というお話がありますけれども、これについても小樽市はどういったかわかりをしているのかですとか、その辺の概要をお聞かせいただければと思います。

○（産業港湾）管理課長

ただいま御質問のあった協議会設立件なのですけれども、前回の予算特別委員会のときも御報告させていただきましたが、6月17日に小樽地方合同庁舎におきまして、北海道運輸局が主催しまして、今、盛んに観光船事業者がふえる中で、青の洞窟・窓岩、その経路となる航路上でプレジャーボート、観光船事業、その他船の漁船も含めて、この行き交う船舶が多くなる中、船の衝突ですとか、漁具の損傷、座礁など、そういう事故が非常に懸念されるというところから、こういう協議会を発足させて、その観光船事業にかかわるルールづくりをしましようということ

が、事の発端となっております。

今後の協議会の設立に向けての件なのですが、一応協議会の組織として主体となるのは、観光船事業者が主体になるということなのですが、その中に漁業関係者もしくは遊漁船事業者、プレジャーボート等の関係団体、あとは観光事業者の団体、あとは海事団体、そのほかに官公署ということで、海上保安や小樽市や運輸局がかかわって、まずそういう協議会を設立しようということで今話が進んでいます。

設立のめどなのですが、一応 8 月をめどということで今準備を始めているところであります。

○中村（吉宏）委員

今、お話いただいた中でありますが、まず新聞の記事を拝見しますと、このルールづくりというのが観光船事業者の方たちが青の洞窟の回り方ですとか、右から入って左へ抜けるとか、スピードに関する協議などをされている状況かなと思ったら、もう一步進んでいるという認識でよろしいのですね、協議会の中では。

○（産業港湾）管理課長

委員のおっしゃるとおりです。

○中村（吉宏）委員

そこで、この水面の利用についていろいろな方がいろいろな角度で使ってもらって、広く観光客やひいては市民の皆さんにいろいろなおたるを海から見てもらうという状況を、ふだん我々日常生活だとなかなか見られない世界かと思えます。そういうのを事業化して、どんどん事業展開するというのは、私は賛成ではありますし、また半面、海の使い方というのは船に乗って楽しむだけではなくて、そこでやはり漁業で生計を立ててらっしゃる漁業者もいらっしゃれば、一般の船舶も大型船から小型船まで航行するという、非常に多種多様な利用のされ方をしている中で、私が耳にしたのは、観光船の通過の際に、漁業者の漁網を破ったりですとか、そういったことが結構多発するのですよねということをお聞きしました。

まず、その辺どうでしょう、小樽市としても港湾室は認識されていると思いますが、件数とか詳しいところまで出るかどうかわかりませんが、その辺認識されているか、お答えいただければと思います。

○（産業港湾）管理課長

ただいま中村委員から御指摘ありました、漁網の損傷等については、別の打ち合わせで漁業組合とお話しすることがあるのですが、そういうお話はお聞きしたことはあります。ただ、件数につきましては、今のところ把握していないのが現状であります。

○中村（吉宏）委員

これが多分 1 件だけだったという話だったら、ここまでいろいろなところに派生はしないのでしょうかけれども、少なからず何件か発生はしている状況かと思うのですね。そういう中で海をいろいろな目的で使う中で内訳といいますか、ルールづくりといいますか、そういったことも進めなければならないのかなというふうに考えるわけがあります。

小樽港マリーナのプレジャーボートですとか、遊覧船は何か漁業者との協定が結ばれているというお話も聞き、片やほかの観光船事業者の方たちとそういったところが進んでいないというような状況も耳にしているのですが、今後においてはそういう協定の場というのがやはり必要になってくるかと思うのですよ。漁網を損壊したらどうするのかとか、事故があった場合どうするのか、そういった協議の場を、例えば港湾室リードの上で設けているですとか、あるいは今後そういう方向で何か調整していくですとか、こういうことがあればお聞かせいただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

漁業、漁具の損傷ですとか、その他漁業の補償だとかいろいろお話があるかと思うのですが、港湾室としてはその辺の調整は、まだ現在行っていない。特に漁業権が設定されている港内での、例えば船の発着ですとかそ

ういうものに係っては、積極的にそういう関係団体の方と協議をするようにという指導を行っているところです。ただ、例えば港湾区域外の航路上に漁業権が設定されている部分などについては、まだ私どもは、そういう観光船事業者に対してこういう協議を行うようにだとかという指導はしていないのですが、小樽港内を発着する観光船事業者に対しては、運河ですとか係留施設の許可を出す際に、港則法に基づく航行の安全はもとより、こういう海域については漁網、定置網とかの設置がされていますという図面をお示しした上で、航行上十分注意するようにという指導を行っているのが現状であります。

#### ○中村（吉宏）委員

今お話に上がった中で、やはり問題だなと思うポイントが、いわゆる港内の部分ですとか、いわゆる港湾法あるいは小樽市の条例等のいろいろな規制が及ぶ部分については、それなりの手配ができるかと思うのです。ただ、小樽の地域、市域の範囲にあって、港湾区域外の部分、いわゆるその沿岸ですよ、港湾にかからない沿岸の部分について、もちろん漁業権の設定がされている、先ほどおっしゃっていましたが、そういう状況がある中で、そういうところで発生したトラブルについてどうしていくのかと。漁業者からすると、ではその部分は泣き寝入りになるのですか、あるいは逆に設置してはいけないところの、例えば本来設置のないはずのところ、漁網だったり漁具があって、それによってプレジャーボートが逆に壊されたですとか、観光船が何か破損したとか、そういう状況のトラブルというのも十分予測の範囲かなというふうに思うわけです。

今後においては、そういう部分、例えば赤岩沖ですとか、オタモイの沖ですとか、塩谷の沖ですとか、そういう部分について市としてどういう対応をしていくのか。対応といっても、協議を取り仕切るということはできないと思うのですけれども、注意喚起であったりとか協定を結んでいく際の呼びかけであったりとか、そういう手法をとっていただきたいと思うのですけれども、この点についての御見解をいただければと思います。

#### ○（産業港湾）管理課長

今の御質問に対してなのですが、現時点でどのように進めていくかというのを、具体的なイメージとかそういうものはつかめないところにあるのですが、今後設立されます「小樽港、青の洞窟・窓岩周辺海域利用協議会」という、今、仮称なのですが、こういう協議会の中で、漁業関係者と官公署、我々小樽市が入っていく中、またはその他観光船事業者ですとかあとプレジャーボート等の関係団体が入って来る中で、そういう問題も提起しながら、よりよい観光船事業に結びつけられるよう小樽市もかかわっていければというふうに今考えているところです。

#### ○中村（吉宏）委員

そういった課題もあるというところを御認識いただいて、今後のこの協議会等についても、私も動向を見守っていきたいと思います。そういった中で、それぞれの業態がしっかりときちんとした管理のもとで、それぞれの業態で頑張れる環境をつくっていただきたいなと思います。またこれは先に動向を見極めながら、また以降の定例会等で質問させていただきたいなと思います。

---

#### ○酒井（隆行）委員

##### ◎企業立地の状況について

まず、報告を聞いてということで、企業立地の状況について説明がありました。平成27年4月から28年3月まで操業開始企業ということで3社報告がありました。この3社について、わかっている範囲で結構なのですが、雇用の状況はどのようになっているのか、お聞きしたいと思います。

#### ○（産業港湾）荒木主幹

操業開始企業3社についての雇用状況ということでございますけれども、まず一つ目の山地ユナイテッド株式会社につきましては、こちらはメガソーラーということで、2万3,000平方メートルほどの敷地全体に、ソーラーパネルを設置して売電しているという状況なのですが、こちらは無人という形になっておりまして、雇用はござ

いません。

それから、北海道トランスマネージ株式会社、こちらについては、状況を把握できてはいないのですけれども、数名という形になると思います。

それと、株式会社コトメンフーズになりますけれども、こちらは平成27年10月の操業開始時の現在の数字としては177名という雇用数となっております。

**○酒井（隆行）委員**

コトメンフーズは177名ということなのですが、そのうち小樽市内に住んでいる方などがわかれば、あわせてお願いしたいと思います。

**○（産業港湾）荒木主幹**

コトメンフーズが、もともとは札幌の発寒からの移転、新設ということでございまして、ほとんどこの時点で177名のうち100名以上が当時雇用されていた札幌市民の方がそのまま異動してきたという状況になりまして、それを除く新たに小樽市民の雇用としましては11名の雇用ということで、この時点で、伺っております。

**○酒井（隆行）委員**

次に、小樽市企業立地促進条例がありまして、これの課税免除の対象になっているのかなっていないのか、あわせてなっていないのであれば、その理由についてもお示しいただきたいと思います。

**○（産業港湾）荒木主幹**

この三つの企業につきましては、山地ユナイテッドにつきましては、こちらは対象外となっております。それからトランスマネージ、こちらについては小規模ということと、申請がなかったということと、予測なのですけれども、その建物にしても小規模な建物なので、その対象金額まで満たないのかなというところは予想がつきます。それと、コトメンフーズについては課税免除の対象となっております。

**○酒井（隆行）委員**

一つ確認なのですが、山地ユナイテッドは、ソーラーパネルで無人ということなのですが、これは課税免除の対象にはならないということで、そのならない理由についてもお示しいただきたい。

**○（産業港湾）荒木主幹**

山地ユナイテッドは課税免除、小樽市の優遇制度ということで小樽市企業立地促進条例の対象にならないという理由なのですけれども、こちらについては業種的にはエネルギー関連施設ということで、業種的には対象になっているのですけれども、実は課税免除の対象になる前提として、建物がひとつ敷地内にあるというのが条件になっておりまして、山地ユナイテッドの場合は、建物がなくて無人で発電して電気を売電しているという状況になっていきますので、そこが一つ対象になっていないということと、そもそもこちらの条例といいますか、優遇制度の目的といいますのが、これが雇用機会の拡大ということをうたっております、やはり建物、例えば管理棟などがあって、建物に従業員が常駐しているとか、そういう形であれば対象にはなってくるのですけれども、今この現状こういう形では対象にならないということになっております。

**○酒井（隆行）委員**

**◎市長会社訪問事業について**

では、あわせてもう一つお伺いしたいのですが、代表質問でもお伺いしたのですけれども、市長会社訪問事業について、この事業の目的をまず説明願いたいと思います。

**○（産業港湾）荒木主幹**

本会議で酒井委員から御質問のありました市長会社訪問事業ということでございますけれども、これは市長が直接その企業を訪問することによって、実際にその工場等を見学させていただいて、施設の状況、それから従業員の方がどんな形で働いているとか、実際にそれを見せていただくことによって、企業の状況を把握するということ

と、それから企業が今どんな課題を持っておられるのか、それから御意見など、生の声をお聞きするということが一番の目的でありまして、それを参考に、今後、企業支援についてそういった声を参考にしていく、こういった重要な機会であるということで捉えております。

#### ○酒井（隆行）委員

非常に大切、重要な目的を持ってこの事業は進められている、進められていかなければいけないというふうに認識しておりますが、本会議の代表質問の答弁の中で3社しか行っていないと、平成26年の工業統計調査では238社あるということで答弁いただきました。そのうちの3社しか行っていないということで、目的は非常に重要なものだという認識なのですが、3社しか行けてないというのは非常に残念というか、企業、これは誘致というよりも、既存企業の皆さんに対しての状況の把握をする上では、非常に大切な事業だと思います。

市長の答弁では調整、スケジュールの調整をしながらできるだけというお話でしたが、できるだけではなくて優先順位が高いものだと思いますので、この事業についてはどんどんやっていただきたいと思っておりますし、ちらっとお聞きするところによりますと、こういう議会の空転などで行けなかったということもあったようにも聞いております。

そういう意味でも、我々議会側もそうなのですが、市長もやはりそういう影響も出ているというのが現状ですので、注意をしていただきたいといいますが、我々もとめたくてとめているわけではありませんので、そういう部分をお伝えして、原課からもやはりこれは重要な事業だと思いますので、できるだけ行ける段取りあるいはスケジュール、重要な部分ですので進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

#### ◎おたるドリームビーチ海水浴場ルールについて

それからドリームビーチの件について、これは最終確認というか、きょうから7月に入りまして、9日に海開きを控えている、その準備を進めているということでお聞きしました。それで、このおたるドリームビーチ海水浴場ルール、これも報告にありましたが、この中で数点ほど確認をさせていただきたいと思っております。

代表質問でもお聞きしたのですが、まずこのルールの位置づけについても一度答弁いただきたいのです。答弁の内容としては「誰もが快適で安全・安心な海水浴場を目指して、利用者と関係者が遵守すべき約束事と位置づけております」という答弁だったのですが、位置づけという部分で、もう少しわかりやすく、このことは理解しているのです。心得ですとか、さまざまありますけれども、ドリームビーチのこのルールというのは、改めて位置づけ、非常に高いものなのかどうなのかという部分も含めて答弁をお願いしたいと思います。

#### ○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいまドリームビーチの海水浴場のルールについての位置づけについて御質問があったと思います。

目的については、今、委員のおっしゃったとおりになっておりますが、位置づけについては、まずこちらのドリームビーチ海水浴場、以前、一昨年まで大きないろいろな課題がありました。その中で一昨年あのような状況で開設ができなかった。ことしはその問題をまずクリアした状況の中で、再度ドリームビーチを再開させるという中で、やはり今まで抱えていた課題をどのようにして整理をしていくかという、そこにやはり問題点というのがありましたので、それをきちんと整理する中でこのルールを定め、自主ルールにはなりますけれども、そのルールを定めて、やはり皆さんにオープンな健全なビーチとして位置づけていきたいものと考えております。

#### ○酒井（隆行）委員

これは自主ルールなので利用者の皆さん、それから海の家さんの皆さん、守ってくださいねというのが目的というか。位置づけとしては、やはり高いものという認識でよろしいのでしょうか。

#### ○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

今、位置づけの高いものかという御質問については、先ほども述べさせていただいたとおり、やはり一昨年までの問題点、課題をしっかりと捉えた中で、そこを重要視させていただいており、現時点としては高いものとして私た

ちは認識しておりますが、今後まだいろいろな課題が見えてくるかもしれませんが、その部分についてまた改めて、今回終了後にでも協議会の中で検討していきたいと思っておりますが、現時点の課題としては高いものと、こちらでは認識しております。

#### ○酒井（隆行）委員

私もやはり守っていただきたいという気持ちも込めてといいたいでしょうか、やはり高いものであるかなという認識なので共通認識がとれました。

それで、中で確認が何点かありますのでしていきますが、まず目的の部分について、地域住民との生活環境との調和という部分が示されております。このドリームビーチの海水浴場については、市街化調整区域でもありますし、周りに地域住民という定義がないのかなというふうにも感じているのですが、まずこの部分について、どのような目的があって誰が対象になっているのかという部分を確認させていただきたいと思えます。

#### ○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

目的の中の地域住民の生活環境との調和を図る部分の地域住民というのは、どこに係るのかという御質問だと思いますけれども、こちらについては、まず、基本的には小樽市域であると。まして銭函地域であるということで、市域であるということをもまず認識しております。

また、あちらのドリームビーチ海水浴場に向かう際には3本の経路があります。一つはサンセットビーチのほうから入る経路があります。そこにはやはり銭函の地域住民の方が多数お住まいになっているという部分もありますし、そのほか国道337号から2本の経路でドリームビーチに向かう部分があります。ここは札幌の方がお住まいにはなっておりますけれども、その地域の方々もやはり対象として、何か迷惑がかかってはいけないのではないのかという部分も踏まえた中で、こちらの地域住民という表現をさせていただいている部分であります。

#### ○酒井（隆行）委員

これはあくまでもドリームビーチの海水浴場のルールであって、そこに向かうルールではないという部分、それと地域住民、先ほども申し上げましたが、市街化調整区域で住民がいません、ここの海水浴場については、銭函海水浴場であれば、こういう表現も正しいのかなと思えますが、なかなかこの目的が特に地域住民の生活環境、確かに言葉はいいのですけれども、どこにも当てはまらないものがまず一つあるということでお伝えしておきたいと思えます。

それから、営業時間については、予算特別委員会でお話をさせていただきました。駐車場が午後5時まで、それから海の家が、夜、午後7時までということで、この2時間については、ぜひ協議をしていって適切な管理をしていただきたいという要望をお伝えしておりますので、恐らく来週の土曜日には開設されると思えますので、そのときまでには何らかの方法が出てくると思っております。

それからもう一つ、退場時間についてです。これは海の家、第2章に定められている海の家の部分で、退場時間が、これも予算特別委員会でお話をさせていただきましたが、おおよそ午後7時半ぐらいまでには退場するのではないかと、それぐらいまでには退場するのではないかなというようなお話をお聞きしました。ただ、やはりこの退場時間も明記していただきたい。これはなぜかという海の家の部分のルールですのできちんと定めていただきたいと思えます。

それから海水浴場、毎年事故が起きておりますが、飲酒の部分について、第2章の海の家、第13条第3項に定められておりますが、これは海の家の部分の風紀上の対策ということで表示されております。そしてさらに、第3章、海水浴場の利用者について、第22条第3項に、協議会とはということで、飲酒運転にかかわるキャンペーン、イベントがある場合は積極的に参加し、その周知徹底を図るといふように定められております。ここは少しわかりづらいところなので、利用者に対しての飲酒の制限の文言の中に協議会という文言がありますので、この部分について説明していただきたいと思えます。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいま、ルール第22条第3項に記載されている内容について、主語が協議会になっているのではないかとこの部分ですね。そちらについては、確かに協議会としての役割であり、海水浴場利用者の役割ではありませんが、第1項、第2項の海水浴利用者の役割を受けて、協議会として飲酒の制限の活動として定めたものであります。

また、今、御指摘のありましたわかりづらいつらいつらという部分のお話がありましたけれども、海の家としても同じ趣旨で飲酒の制限についてお願いしてまいりたいと考えております。

○酒井（隆行）委員

このルールの中で協議会という表現、それから海の家という表現、利用者という部分もありますし、組合という表現があります。これはそれぞれ別物だというふうに認識しています。協議会というその定義を一度お聞かせいただきたいと思います。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

協議会の定義につきましては、協議会の会則がございまして、そちらの中で、まずルールの第2条のところに、協議会という表現については、おたるドリームビーチ海水浴場対策協議会、こちらを協議会とさせていただいております。こちらの協議会につきましては、協議会会則がございまして、所掌事務についてはまず一つとしては、おたるドリームビーチの海水浴場ルール作成に関する事、もう一つがそのほかこの会の目的を達成するために必要な事項に関する事、この2点を協議会として設置しているものであります。

○酒井（隆行）委員

まず、この飲酒運転については、協議会がキャンペーンだとかイベントに参加するのではなく、やはり提供者、お酒を提供する海の家、あるいは組合だと思います。それからあるいはそれを口にする利用者、お客様がキャンペーンに積極的に参加していただきたいという部分なので、この協議会が参加しても余り、飲酒運転撲滅の対象にはならないと思いますので、実効性を高めるためにも表現を少し変えていただきたいと思いますし、これは大事な部分だと思います。

それから、予算特別委員会でも申し上げたのですが、昨年閉鎖をしまして無事故で終わって、ことし、新たにドリームビーチが開設されるというところでききますと、まず一つルールができたという部分では評価しているところでもあります。そのルールの中身自体が、やはりこの時点で少し疑問が残るのは残念だったかなと思います。ただ、もうオープンしますので、その部分についてはしっかりと見直しの部分、シーズンが終わった時点で見直しをしっかりとさせていただいて、意味のあるルールにさせていただきたいと思います。

これについても答弁をしていただきたいと思いますが、あとルール違反、罰則がこのルールの中では示されておられません。例えば、海の家営業時間が守られないですとか、建物が撤去されないと、当然のことだと思うのですが、この海の家に対しましては、やはり退去時間をしっかりと明記していただきたい。その上でルール違反があった場合は、例えば次年度は営業を自粛していただくとか、これは組合の問題になるかとは思いますが、そういう部分を含めて、ルールをきちんとしていただきたいと思います。

私の気持ちとしては、新たに新しいドリームビーチの開設に向けて、不安を残さないようにやっていただきたいというのと、あとできれば今後においてもいろいろやってはいただきたいのですが、ただし、ことし、再オープンということでききますと、このルールがまず基準になると思いますので、このルールを開設までにもう一度しっかりと精査していただいて、足りない部分、それは海の家もそうでしょうし、それから利用者に向けても周知を徹底してやっていただきたいと思いますので、それについての答弁、もしあればお願いをして質問を終わらせていただきます。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

まず1点目については、飲酒のルールの第22条の第3項に書かれている箇所について、こちらの条文で協議会は

ということで始まりまして、最後はその周知徹底を図るということで、協議会としてもやはり委員のおっしゃった海の家、もしくは提供者または利用者について、こういうキャンペーンというか飲酒運転実態が危険な行為だということを、きちんと周知を図られるように努めてまいりたいものと考えております。

それと、ルールの見直しについても、以前予算特別委員会の中でも答弁させていただいておりますけれども、シーズン終了後に再度協議会を立ち上げて、今シーズン終わった時点での問題点、課題をきちんと整理した上で今後このルールも精度を上げていきたいものと考えております。

それと、ルール違反についても、現在、いろいろなこのルール違反について組合とも協議をさせていただいております。やはり私たちとしては組合員の方にルール違反は犯していただきたくないという部分も考えております。それは当たり前きちんと守っていただかなければならないものと考えておりますので、組合の代表者を通じてルール違反が起きないように、もし起きた場合の対処についてきちんとこちらに対処しなければならない事案が発生した場合にきちんと対処するというのを、今、組合と協議を進めている段階でございます。

そして、最後の部分については、新たにドリームビーチが一昨年あのような状況で閉鎖になりました。ことし、新たなドリームビーチとして再開して、現在このようなルールを策定いたしましたけれども、こちらについては再度来週のオープン前にもう一度精査してきちんと組合または関係機関と、もし足りない部分とかがあれば、このルールの中の改正というところまでは至りませんが、口頭なりそういうような部分で、共通認識の中できちんと安全な海水浴場を目指してまいりたいものと考えております。

#### ○委員長

自民党の質疑を終結いたします。

公明党に移します。

---

#### ○秋元委員

##### ◎ドリームビーチのルールについて

それでは初めに、報告を聞いてなのですけれども、今のドリームビーチにかかわりまして、まず協議会のメンバーというのは、このルールの中には見た限りでは記載がなかったかと思うのですけれども、どのような方たちが協議会のメンバーでしたか。

##### ○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

協議会の構成機関については、まず北海道、警察、小樽ライフセービングクラブ、銭函連合町会、ドリームビーチ協同組合、あと市内の関係部署の計12機関となっております。そのほかにオブザーバーとして小樽海上保安部、北海道財務局、北海道総務部の危機対策室の3機関が参加されているものであります。

#### ○秋元委員

本当はこのルールの冊子の中に、その協議会にかかわるメンバーの方、構成員の方々の名前なり機関なりというのを入れてもよかったのかなというふうにも思うのですけれども、その辺は入れなかった理由はあるのですか。

##### ○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

今回の報告案件の中で、そちらの協議会の構成機関について、配付がされていなかったですもので、また後ほど各委員の皆様にご覧いただき構成機関の表を配付したいと考えております。また、このルールの中にもきちんと構成機関を示したほうがよろしいのではないかという御質問になると思いますが、そちらについても別表のようなもので関係法令が最後のページに載っておりますので、その後ろにでも掲載できるか協議会の中で話し合いをして、今年度のものになるかははっきりいたしませんけれども、そのようなお話を受けておりますので、改正していきたいと考えております。

### ○秋元委員

できればというか、構成メンバーもしっかり記載されて、どういう機関が加わって、この協議会ができているのかというのをせっかく周知するのですから、絶対あったほうがいいと思いますので、お願いします。

それと開設時期なのですが、来週というお話だったのですけれども、現在、組合で進めているその準備の状況といますか、海の家なりの設置状況ですとか、またそういう作業がいつぐらいから始められているのか、その辺というのはいかがですか。

### ○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

海の家に関する組合の作業工程についての御質問と思えますけれども、こちらは6月24日から組合で設置の準備に入ったということでお話を聞いております。大変申しわけございません。今日現在の設置状況というのが、私たちは確認がとれておりませんので、答弁できませんけれども、一昨日にうちの職員が行ったときには、まだ二、三棟の準備をしている状況ということで聞いております。

### ○秋元委員

それで、この海水浴場のルールなのですけれども、今後、ことし開設されてそのルールが守られているかどうかというその確認は、どなたがどのようにされるのですか。

### ○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

まず、ルールの遵守というか、パトロールを行うということで協議会の中で決定しております。パトロールも、まず開設前ですので、今予定では7月8日に開設前のパトロールを実施するということで、あと開設期間中に合同パトロールを2回ほど実施する予定となっております。まだその日程については、今協議会の中で検討しておりますので、まだお示しすることはできません。

そのほかに、組合にもお願いして日々のパトロール、そのほかに市と北海道で期間中に交互に週単位でパトロールを実施すると、まだそのパトロールの何日に行くかというのは、やはり天候の状況とかにも左右されますので、その日にちは決めないで週単位で北海道と小樽市で受け持ちながらパトロールを実施するというので決めております。

### ○秋元委員

それで、昨年、開設されなくて市民の有志の方とかでごみ拾いなどもされていたと思います。それで私も見に行きましたけれども、やはり中には海の家を使用して飲酒をしていたり、食事をしていたりという海の家もあって、非常に残念だったのですけれども、ごく一部だとは思いますが。今年度、開設される方の中には、そういう方はいらっしやらないとは思いますが、中にはもしかしたら、このしっかりルールが周知されていなくて、わからない中でいろいろとルールに反するような方がいらっしやらないとも限らないので、しっかりまずはルールの徹底ももちろんですけれども、しっかりパトロールを行って、今後二度と、事故ももちろんそうですけれども、しっかりルールに基づいて運営されるようお願いしたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。これは答弁よろしいです。

### ◎企業立地状況について

次に、企業立地状況についてですけれども、まず先ほど報告いただいた点で、1番と2番なのですが、立地企業ですね。これにつきまして、操業予定というのは、中にはすぐ立地されて操業された企業もありますけれども、まだ立地されて操業されていない企業もありますので、今後の操業予定というのはどのようになっているのか、あとは立地されてから操業に当たるまでのアプローチといいますかね、どのような話合いで対応されているのか、その辺はどうでしょうか。

### ○（産業港湾）荒木主幹

まずは操業と、立地されてその後の操業予定ということでございますけれども、まずこの立地状況の中で申しま

すと、第 1 回定例会の当委員会でも報告をさせていただいたのですが、栄和鋼業株式会社につきましては、土地は大阪物産株式会社から賃貸ということなのですが、建物は栄和鋼業で取得をされておりまして、実際はもう、今年度になりますけれども 4 月から一部操業開始されておりまして、また、今後、事務所棟を建てて本格操業に入りたいということですので、こちらについてはもう既に操業されているという形になります。

それと、そのほかこの大阪物産につきましては、廃業となりました新北海鋼業株式会社の系列の不動産会社ということになりまして、こちらについては底地をそのまま大阪物産で持たれておりまして、その底地を栄和鋼業は賃貸として借りたと。

それからあと、山側の敷地約 2 万平方メートルにつきましては、冬期間、小樽市の雪の堆積場、雪捨て場として賃貸しております。雪対策課によりまして、今後も継続的にそこは使わせていただきたいというようなことは聞いております。

それから、そのほか例えば銭函工業団地、もしくはその石狩湾新港地域の企業立地をして、まだ操業していない箇所ということでございますが、こちらについては、私どもが直接確認している例も何件かあるのですが、石狩湾新港地域につきましては、石狩開発株式会社と情報をやりとりしておりまして、その状況等を把握するような。月ごとにも石狩開発から状況の報告がまいりますので、それを参考にしてこちらからもコンタクトをとったりというのはございます。

それから、銭函工業団地につきましては、これはそれぞれが民地になっておりまして、なかなかコンタクトをとるづらいという部分はありますけれども、先ほど申しましたように、うちで何かしらの接触関係がございましたら、その都度、連絡をとりまして、状況把握に努めているところでございます。

#### ○秋元委員

それで、今お聞かせいただいた 4 番目の工業団地立地状況の中で銭函工業団地では、まだ操業されていない企業が 17 社ですか、新港地域につきましては 21 社ですが、もしわかればいいのですが、この企業のそれぞれの本社の所在地は、市外が多いのか市内なのか、その辺の割合というのはどういう状況なのか。

#### ○（産業港湾）荒木主幹

銭函工業団地、銭函 3 丁目周辺のところにつきましては、今、私の手元でざっと見ましたところでは、多いのは札幌市と小樽市が半々なのですが、小樽市は既に例えば一部というか、操業している会社でさらに買増しをして持っているところだとかというのもございます、あとは札幌市が多いですね。それと石狩湾新港地域は、本社は道外、札幌市もございまして、こちらになりますと首都圏も結構出てまいりまして、本社が首都圏で土地を持ってらっしゃる。そこでまだ立地していないというケースがございます。

#### ○秋元委員

これは、先日目にとまったもので、結構本州の地域では企業の緑地面積を緩和することで、その企業誘致をしようとしている市や市町村があるというふうに入りましたのですね。緑地面積を要するに今まで法律で決まっていたものがかなり緩和されて、その緑地面積を例えばその企業の土地の 1 % とか 1 % 以下にすることによって、それまでの企業が要するに緑地としてある意味確保しなければならないというふうにされていたものが、緩和されることによって企業誘致しやすくなったというものがあつたのですが、もしわかれば、小樽市のその緑地の面積でどれぐらいのものなのか、またもしそのような話が耳に入っていて、今後、企業誘致をするに当たって緑地の面積を緩和するなんていう考え方は、議論されているようなことというのはあるのでしょうか。

#### ○（産業港湾）荒木主幹

今、緑地面積の規制のお話であると思うのですが、工場立地法で規制がございまして、工場立地法の場合は、製造業とエネルギー施設、これにつきましては敷地の用地の 25 % の緑地を設けなければいけないということで、緑地が完全に緑地になっていなくても、その緑地相当の空き地を持っていればいいのですが、銭函工業団地につ

いてはその制限がございます。

石狩湾新港地域については、新港地域全体で既に緑地面積、全体でクリアをしておりますので、それぞれの個々の用地につきましては、25%の規制というのはございませんで、小樽市環境基本条例で、わずか数%ですね、規制があるだけで、ほぼ新港地域は規制がない状況です。ということで、ただ今後、銭函工業団地なり市内も含めてなのですけれども、そういう形で規制の緩和をそういう予定があるのかということについては、今のところそういう予定はございません。

**○秋元委員**

私が目にした部分では、市なのですけれども、そこではかなり条件を緩和して、工場なり企業がその土地を有効的に活用できるということで、非常に立地が進んでいるというような状況もありましたので、今、新港地域についてはその規制がほぼないような状況だということでしたけれども、もし銭函工業団地でもそのような規制を外すことによって、企業立地をしやすいような条件になるのであれば、ぜひこれは検討してみる必要があるのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。これはいかがでしょうか。

**○（産業港湾）荒木主幹**

こちらの規制につきましては、産業港湾部サイドだけではなくて、土地計画というまちづくりの関係も入っておりますので、そういった関係から、工業団地だけではなくて銭函地域全体で考えていかなければならない課題、課題というかそういう状況ではあると思いますので、今、即答で検討しますということは申し上げられないのですが、そういった状況の中で、まちづくりを今後どう進めていくのかということもありますし、そういうようなところを、私ども関係所管課とも連携をとりながら、今後どうしていくのか模索してまいりたいと考えております。

**○秋元委員**

ぜひよろしくお願ひいたします。

**◎創業支援事業について**

それでは続きまして、初めに創業支援事業、これはことし第1回定例会の中の予算でも計上されていた部分ではありますけれども、まずは創業支援事業の昨年度の相談件数と補助金の利用実績についてお知らせいただけますか。

**○（産業港湾）産業振興課長**

まず、昨年度の相談件数につきましては、平成27年5月に創業支援事業計画が国から認定を受けてございまして、その中で小樽商工会議所をワンストップ相談窓口という位置づけでございますので、そちらの件数で申し上げますと、昨年度の相談件数は27件という形になってございます。それから補助金の利用実績でいきますと、平成27年度は6件で、内訳を申し上げますと、創業支援補助事業は三つ補助事業がございまして、家賃補助については4件、利子補給は6件、内外装工事補助が5件ということで、社数としては、6社という状況になってございます。

**○秋元委員**

それで、創業後の状況なのですけれども、これについては補助金を利用し、家賃補助ですとか利子の補給ですね、という部分もあるというお話でしたけれども、操業の状況というのはその後どのようになっていますか、その6件については。

**○（産業港湾）産業振興課長**

補助金を活用したケース、それから相談を受けられた方も同じなのですが、現在のところ廃業されているというふうな状況はお聞きしてございませんので、皆さん頑張っってやっていらっしゃるというふうな状況で聞いてございます。ただ、そういう状況の中でも、なかなか事業拡大をして雇用の増大までは図るところまではまだなかなか届いていないのかなというふうな状況も聞いているところでございます。

**○秋元委員**

昨年度平成27年度は27件の相談があったということで、6件が補助金の利用に結びついたらと。それで、21件につ

いてはこの補助金の利用に結びつかなかった、何が理由でそこまで行かなかったのか、その辺どういう理由があるというふうに押さえていますか。

○（産業港湾）産業振興課長

相談件数としては昨年度は27件で、実際その創業に結びついたのはそのうち16件という形になってございます。創業が16件で補助金の利用が6件でございますので、その差の分につきましては10件になりますけれども、補助金の活用できる条件として融資を活用するという、そういう方に支援をするという形にしてございますので、主にですけれども、その創業の補助を使っていない方については、自己資金で対応されている方ということで理解をしてございます。

○秋元委員

それで、創業された16件ですか、職種というのはどのような内訳ですか、もしわかればお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）産業振興課長

非常に事業内容が多岐にわたってございまして、一例を申し上げますと、例えばバックパッカーを相手にするような簡易宿泊施設ですとか、運送事業をやられている方もいらっしゃいますけれども、やはり少し目立つ部分としては飲食業、こういった方の創業が多いというふうなことで認識をしてございます。

○秋元委員

それで、これも伝えていなかったのですけれども、もしわかれば年代的にはどのぐらいの年代の方が多いか、またこれ当然市内に住まれている方かと思えますけれども、例えばほかの地域から移り住んできて、その創業に至っているような状況があるのか、それとも長年小樽に住み続けていた方が、この事業を利用して創業したという状況なのか、もしわかればざっくりとした感じいいのですけれども、その辺はいかがですか。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、年代につきましては、手元にその正確な数字というのは持っていませんが、会議所に相談されに行かれる方とは別に、市に相談にいらっしゃる方もいらっしゃいますので、そういう方を対応ですとか拝見していますと、定年を迎えられる前の方、それから割と若い方も結構いらっしゃるというふうな認識でございます。

それから、市内市外の関係ですが、お聞きしている中で、これも統計的な数字は持っていませんが、思った以上に市外から小樽にいらっしゃって、例えば空き店舗なりそれから少し個性的な建物を借りて創業されるというケースが思ったより多いというふうな印象を持ってございます。

○秋元委員

それで、条件として、例えばその事業の対象となるには、小樽に住所がなければダメなのか、それとも例えば今札幌に住んでいるけれども、小樽に住むという条件でこの事業を受けたいという方がいらっしゃった場合、その条件として小樽市内に住んでいるということが条件なのですか。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、住居の関係につきましては、補助対象者の規定を決めてございまして、創業の日に代表となる方が市内に住所を有するというところでございますので、そこが第一の条件かというふうに考えてございます。

○秋元委員

では、逆にいうと、移住にも結びつくという、例えば現在は申し込んでいる最中には市外けれども、創業の日には小樽に住みますという条件で受けられるということで、ある意味、他地域からの移住にも結びつけられる事業なのだというふうに受けとめました。

それで、今後の課題なのですけれども、平成27年度からということで、まだ始められて時間はそんなにたっていないけれども、現在考えられる課題というのはどのように考えていますか。

○（産業港湾）産業振興課長

従前はやはり創業を希望される方が、どこへ相談に行ったらいいのかというのが、なかなかわかりづらい状況ではなかったのかなというふうには考えてございます。そういう中で、先ほど申し上げましたけれども、平成27年5月に国の認定を受けた計画、この中で商工会議所にワンストップ窓口を設置するというので、その辺の非常に明確化というか、わかりやすくなったのかなと考えてございますので、一番というか大きな課題の一つとしてあったそういう窓口の明確化、これがクリアできたので、当面はこのような形でまずは進めていきたいというふうに考えてございます。

ただ、今後、例えば会議所でありますとか、市内の金融機関、こういった関係機関もこの計画の中に連携機関ということで入ってございまして、今後その連絡会議を開催するというふうなことも予定してございますので、そういった中で、課題でありますとか現状でありますとか、そういった情報の共有を図る中でまた整理もしていきたいと考えてございます。

○秋元委員

それで今年度の予算が2,150万円だったと思っておりますけれども、この事業は5年間という考え方でよかったですでしょうか。5年間だとしてトータルで幾らぐらいの事業予算が見込まれているのかお聞かせいただけますか。また、5年間だとして、最長何年間続けられていくのかということと、あとその後どのように事業継続されていく考えなのか、いかがでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

まず、今回の創業支援のスキームが、国の産業競争力強化法というものに基づいて立ち上げたものでございまして、この中で小樽市の計画といたしましては、平成27年度から31年度という期間で計画を持ってございますので、少なくともその期間につきましては、このスキームの中でこの支援事業を進めていきたいというふうには考えているところでございます。

事業予算的には5年間でトータルというそういう含みはしておりませんで、毎年の予算議論の中でということになるかと思うのですが、27年度の第2回定例会の補正予算を計上し、27年度は少し見込みが違ったという部分がございますので、毎年度の利用実績を見ながら、その辺の予算については検討をしていきたいというふうに思っております。

それから、31年度の計画の変更後については、もともとが国の産業競争力強化法に基づいてつくっているものでございまして、その後がまだスキームというのがなかなか見えている状況ではございませんので、そういった法律の今後の状況も見ながら検討していきたいというふうに考えてございます。

○秋元委員

改めてお知らせいただいて、ただこの小樽市内で創業するというだけでなく、やはり可能性としてはほかの地域からも人を呼び込む一助になる事業だというふうに理解しました。また、今年度以降もぜひ力を入れて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎水産物のブランド化事業について

続きまして、水産物のブランド化推進事業についてです。

これも、今年度300万円が予算計上されておりましたが、第1回小樽水産加工グランプリの状況をお聞かせいただきたいと思っております。まず、参加企業数と出品数についてどのような状況だったのか、伺いたいと思っております。

○（産業港湾）水産課長

第1回の水産加工グランプリの参加企業数は14社、出品数は21品となっております。

○秋元委員

それで、14企業の21品目の出品があったということで、これは審査の概要といいますか、どのような項目で、ど

のような方々が審査されたのか、その概要についてお聞かせください。

○（産業港湾）水産課長

審査の概要なのですが、まず専門家による審査と一般による審査ということで2部構成でやっております。専門家による審査ということで、バイヤーの方であったりとか、小売店の方、そういう方とか、あと市内の観光協会の方などを審査員として専門家で12名、一般の方として市外からの移住者、それと商大生と高校生とか若い年齢の方のほか一般公募の方ら12名の計24名で審査を行いました。

審査の項目なのですが、食感であったり味ですね、それと外観、ネーミング、市場性、加工技術、これを点数化したしまして、その合計点で順位を決めたという形になっております。

○秋元委員

それで、たしか平成26年に1回目が開催されたと認識していますがけれども、27年度は行われていなかったというふうに思います。これは毎年行わないものか、それとも隔年で行っていくとか、そのような考え方というか、その辺はどのように考えているのですか。

○（産業港湾）水産課長

この水産加工グランプリですが、小樽水産加工品ブランド推進委員会という委員会でやっております、事務局は私たち水産課がやっております。この中でグランプリの回数についても、いろいろ話し合いが行われて、2年に1回の隔年でやっていこうという形になっております。

○秋元委員

ちょうどきょう7月1日付けで、小樽市のホームページにもその水産加工グランプリの第2回の告知がされておまして、それで今年度のまず開催の日程ですとか、開催までの準備ですとか、その辺はどのようになっておりますか。

○（産業港湾）水産課長

今年度の開催ですが、8月24日の水曜日に、グランドパーク小樽において審査会を実施するというので決めております。これも準備として、今は6月27日から7月20日まで企業から出品物の募集をかけておまして、きょう、ホームページに出たのは、その中で審査員を募集するのですが、一般審査の方、前は5名だったのですが、今回は2名を募集するというので、ホームページや小樽市の広報等で募集をかけたという形になっております。

○秋元委員

それで、第1回水産加工グランプリを踏まえて、今年度の例えば出品数ですとか参加企業数の目標といいますか、その辺はどのように考えて取り組んでいますか。

○（産業港湾）水産課長

出品数の目標等なのですが、前回は約14企業の21品目ということだったので、できれば企業数については前年並みの約十四、五社で、出品数にしても各社1品という形では考えてはおります。

○秋元委員

それで予算書にもこの事業の概要が書かれていましたけれども、その水産加工品の知名度のアップですとか、消費拡大というふうに目標もありました。その中で第1回の水産加工グランプリを踏まえて、その消費拡大にはどのようにつながったと捉えているのか、その辺はいかがですか。

○（産業港湾）水産課長

第1回の水産加工グランプリを終了しまして、受賞賞品の販路拡大や消費拡大に向けて、昨年なのですが、コープさっぽろのご当地トックというのに掲載しまして、これについては受賞商品のほかにも、小樽市内の水産物も含めてなのですが、こちらに約10社14品を掲載しております。

それと、同じくコープさっぽろの広報誌にちょこっとというのがありますが、こちらにグランプリ受賞商品を

2 品掲載しております。また、北海道のマーケティングサポート催事という事業がありまして、東京のどさんぽプラザの有楽町店で開催しているのですが、こちらに受賞企業 3 社に出品をしていただいて、首都圏での販路拡大であったり、道内の販路拡大というので取り組んでいただいております。

○秋元委員

それで、余り言いにくい部分かと思えますけれども、実際その売り上げというのは、その企業というのは、実際その賞をとったり出品した商品が関連して、その企業がどのような売り上げの状況にあるのかというような、言いにくい部分かと思えますけれども、その辺の押さえというのはどうですか。

○（産業港湾）水産課長

一応売り上げの数字自体は今手持ちはないのですが、先ほど説明しましたご当地トドックなのですが、一応このご当地トドックをやった中では、過去最高に近い売り上げがあったというふうには聞いてはおります。

○秋元委員

それで、一番私が気になっているところは、市のホームページを見て、この水産加工業として名前が載っている業者が十数社ありまして、実際なかなかつかみにくい部分かなというふうには思いますが、そういう売り上げを伸ばしていく中で、小樽市内の雇用にどのように結びついていっているのかなという考えもあるのですが、雇用に関しての調査といいますか、その辺の把握というのはされていますでしょうか。

○（産業港湾）水産課長

雇用についての調査等はしてはいないのですが、グランプリを受賞したことで、直接雇用が増につながるかと考えていくとは思いますが、今後グランプリを継続して実施していくことによって、水産加工品の知名度が上がったり、小樽の水産加工品の知名度が上がることによって、今後もし雇用増といいますか、そういうのにつながっていかれると思っております。

○秋元委員

せっかくされている事業なので、確かに小樽の水産品のブランド化推進事業が、投資したその予算以上に効果を生むということはもう大前提なのですが、考えられているほかに、どのような効果が生まれていくのかということも、ぜひいろいろと研究していただきたいというふうに思います。

確かに細かい部分までいろいろと統計をとられたりとかしながらやっているというのは十分承知しているところなのですが、今考えられている以外に、今言ったその雇用などにもどういう形で結びついていっているのかという部分も、ぜひ今後の調べていくような一つに加えていただければというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

◎小樽産品商品力・販売力向上事業について

最後に、小樽産品商品力・販売力向上事業についてなのですが、まず、企業向けワークショップを開催されているというふうに承知していますが、この企業向けワークショップの開催状況と内容というのはどのようなもののでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

企業向けワークショップ開催状況と内容についてでございますが、まず、開催状況といたしまして、これは小樽物産協会に委託をしておりますが、物産協会の会員を中心に模擬ワークショップというのを 1 回開いてございます。この会議の中で小樽産品の開発ですとか、マーケティングですとか、そういったことを御議論いただいております。

このワークショップで中心メンバーを決めまして、その後 8 回ほどミーティングを開催しまして、具体的な商品力、販売力向上のための打ち合せ等を行っております。

○秋元委員

それで、そのワークショップなりに参加されている市内の企業数は何社ですか。

○（産業港湾）商業労政課長

こちらの事業につきましては、目的といたしまして企業の売る力、つくる力の向上、二つ目に売れる商品づくり、三つ目に新たな売り場づくりと取引の拡大、こういったことを目的とした事業でございますけれども、そういったことに御協力いただきました企業は、平成27年度に12社御協力をいただいております。

○秋元委員

その事業の中身の中に、高付加価値商品の開発、またレシピ作成ですか、また商品特性に応じた販路開拓などということがこの事業の中身に含まれておりますけれども、それぞれ高付加価値商品の開発の状況ですとかレシピの作成、この辺というのはどのような状況ですか。

○（産業港湾）商業労政課長

まず新しい商品の開発ですとか改良支援につきましては、主に平成27年度はパッケージの改良ですとか、そういったことをやっております。また、試食等を行いまして、アンケートを実施しております。その対象となる商品につきましては、生菓子ですとか、乾物、洋菓子、そういったものが対象になっております。

○秋元委員

それで、食品関連企業ということなのですが、その商品によっては付加価値の考え方というものいろいろと変わってくると思います。代表するといいますか、その商品によって、どのような付加価値のついた商品の開発というのがされているのか、先ほどのパッケージの話もありましたけれども、もう少し商品に特化した付加価値というのはどのようなものなのかお聞かせいただけますか。

○（産業港湾）商業労政課長

この事業は、今、食品業界といいますのが、大型化ですとか集約化が進みまして、そういった中で市内の中小メーカーがなかなか厳しい状況にあるということで、高級のスーパーですとかカタログ販売、そういったところで少量ですとか、少量で付加価値の高い商品を取り扱うということが重要と考えております。そういった観点で付加価値の高い商品をつくり出す、あとはそういった販路を開拓するということになるのですが、具体的にはどちらかといいますと、平成27年度につきましては、最終消費者であるお客様に選択していただけるようなパッケージが中心となった改良になっております。

また先ほどの答弁の繰り返しになりますけれども、商品自体の開発、商品力の向上につきましては、試食等によりまして、消費者の声をその商品に反映させると、そういったことで付加価値を高めるといった取り組みをしております。

○秋元委員

最後にしますけれども、今年度の事業予算が850万円ということで、この内訳をお聞かせいただいて、私の質問を終わりたいと思います。

○（産業港湾）商業労政課長

この事業につきましては、小樽物産協会に委託をしております。

予算の850万円の内訳でございますが、まずは委託料として800万円計上しております。また、我々職員もこういったことに参加しますので、旅費としまして10万円ほど計上しております。また、いろいろと商品売るために、百貨店ですとかそういったことを開拓するための費用として補助金を計上しております。こちらが40万円となっております。合計850万円を予算計上しております。

○委員長

公明党の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 2 時 48 分

再開 午後 3 時 09 分

## ○委員長

休憩前に続き会議を再開し、質疑を続行いたします。

共産党に移します。

---

## ○小貫委員

### ◎小樽市の経済について

最初に、小樽市の経済についてお聞きいたします。

今、選挙をやっている、いろいろ経済がどうだこうだという話があるのですが、そうしたら小樽の経済は一体どうなのだとするところから問題意識を持ちまして、この小樽市の経済の状況を把握する指標、これはどんなものがあるのか、まず説明していただけますか。

### ○（産業港湾）産業振興課長

指標ということでございますけれども、少し幅広に御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、本市の状況の把握につきましては、商工会議所で小樽市経済動向調査を実施してございまして、この中では景気動向指数、俗にD Iと言われているものでございますが、こういったものを確認させていただいてございます。そのほか、後志の状況につきましては、北海道財務局小樽出張所が発行する後志の経済レポート、それから北海道の状況につきましては、日本銀行札幌支店並びに北海道経済産業局、こちらで発表してございまして経済概況、こういったもので状況を把握しているところでございます。

また、こういった直近の状況把握とあわせて、毎月の倒産の状況でありますとか、有効求人倍率、新規求人数、こういった雇用指標のほか、市内の事業所数や従業者数などの基本情報を調査する経済センサスあるいは商業統計調査、工業統計調査、加えて本市が実施する労働実態調査でありますとか観光入込客数、こういった統計により経済状況の把握に努めているところでございます。

### ○小貫委員

大分たくさん挙げていただいたのですが、それではその今挙げていただいたその各種指標に照らして、ここ数年の比較で、小樽市の経済状況を市としてどのように分析しているのか説明してください。

### ○（産業港湾）産業振興課長

把握できる直近の状況と、ここ3年ぐらいの比較で申し上げますと、事業所数につきましては平成24年調査と26年調査ではほぼ横ばいと、商工会議所が実施してございまして小樽市経済動向調査では、業況ではマイナス13.7からマイナス1.9、売上高ではマイナス4.7からマイナス6.9、採算ではマイナス19.2からマイナス1.1、それぞれD Iの数字になりますけれども、業況、採算につきましては大きく改善をしているというふうな状況にございます。

また、倒産件数につきましては平成24年が17件、これが27年には4件に、有効求人倍率につきましては24年度末の0.65が27年度末では0.97、そのほか工業統計調査の製造品出荷額、これにつきましては、23年が1,535億円であったものが26年では1,731億円と12.8%アップしているほか、観光入込客数につきましても24年度が660万人、27年度が795万人と、こういった上向きな数値も見られることから、企業間や業界によるばらつき、こういったものはあると思っておりますけれども、相対としては全道の状況判断と同様に緩やかに持ち直している状況となりつつあるのではないかと考えてございます。

○小貫委員

持ち直している状況になりつつあるという、非常に何かすっきりしないところですけども、それでそれぞれのこの指標のすぐれている点やカバーできない点などをどのように捉えているのでしょうか。

○（産業港湾）産業振興課長

ただいま申し上げた部分でお答えをさせていただきますと、まず商工会議所の経済動向調査、これにつきましてはD Iを用いることで、自社の経営状況踏まえた上での経営者の実際の景況感、これが把握できるのかなというふうに考えてございます。

また、工業統計ですとか商業統計、こういったものは国の指定統計ということで実施されているものでございまして、重要な指標となります年単位での出荷額、販売額、こういったものを高い精度で把握できるものと考えてございます。

一方、日本銀行札幌支店ですとか、北海道経済産業局、これは複数の指標を用いて毎月経済概況を発表してございますが、現在、そういった個人消費関連を初めとしてそういった指標を毎月市で把握するということが難しい状況にございますので、こういったものと同様の即時性、これは用いていないというふうな状況と認識してございます。

○小貫委員

それで、6月の北海道新聞の社説でアベノミクス、今すべきは検証と修正だということで論じられていましたけれども、賃上げは実質賃金が5年連続減少と。有効求人倍率が好調でも雇用の増加は非正規労働が中心だという中でした。経済の大もとはやはり個人消費がふえることにあると考えています。

それで、先ほども挙げられていましたけれども、日本銀行札幌支店が示した金融経済概況では、雇用、所得の環境の改善というのが挙げられていますけれども、平成26年度の労働実態調査をもとにすれば、23年度と比較すると、正規雇用と非正規雇用の割合がどのようになっているのか、説明していただけますか。

○（産業港湾）商業労政課長

平成26年度の労働実態調査がもとになりますけれども、本市が実施する労働実態調査は、従業員の構成につきまして正規従業員、契約社員、アルバイト、パートの4区分で実施してございます。正規従業員とそれ以外の非正規従業員の比率につきましては、23年度と比較しまして1.6ポイントほど上昇しておりますので、非正規従業員の比率が高まっていることが調査からは伺えます。

○小貫委員

それでもう一つ、市内の雇用者所得、これが回復しているという数値はどこかにあるのでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

同じく本市が実施しております労働実態調査では、基本給も調べてございまして、平成23年度は21万5,614円、一方26年度につきましては22万1,632円と6,000円ほどアップしてございます。

○小貫委員

6,000円のアップということで、それはそこに消費税の増税がかぶってきていますから、恐らく道新の社説でもあったように、所得という面では数値としては上がっていても、実質賃金というところでは恐らく小樽市内でも同様に下がっているのではないかなというふうな感じだとは思いますが、それで雇用ですけども、統計書には職業紹介状況等が示されています。平成26年度と23年度の就職件数の比較についてどうなっているか示してください。

○（産業港湾）商業労政課長

小樽市の統計書に掲載してございます就職件数につきましては、小樽職業安定所管内におきまして、職業安定所で仕事を探している方、これは有効求職者と申しますけれども、これが職業安定所の紹介によりまして就職したことを確認した件数、そういった数値になってございます。これを小樽ハローワークが公表している数値になってご

ございますが、平成26年度に比べまして、23年度は就職件数につきましては多いという状況になってございます。

平成26年度をベースに考えますと、23年度のほうが就職件数は多いという状態になってございます。

**○小貫委員**

ということは、つまり平成23年度から比べれば減っているということですよ。就職件数は減っているのですけれども、それでも先ほど産業振興課長が述べたように、求人倍率は上がっているという状況なのですが、この原因についてはどのように捉えているのですか。

**○（産業港湾）商業労政課長**

平成23年度と比べ26年度の就職件数は減ってございまして、一方、有効求人倍率は上がってございます。これにつきましては、有効求人倍率は月間の有効求人数を月間の有効求職者数で除した数字になってございますので、月間の有効求人数がふえた場合であるとかまたは月間の有効求職者数が減った場合であるとかに、この有効求人倍率というのは上昇することになります。23年度から26年度を比較しますと、月間の有効求職者数、要するに仕事を探している方ですね、こういった方が減少してございまして、この理由につきましては、いわゆるリーマンショックを要因とする雇用創生の段階から実際にきちんと就職に結びついたと、そういったことなどから求職者数が減ったということが一つ考えられると思います。また一般的な傾向といたしまして、人口減少であるとか少子化、そういったことの要因も考えられるかなとは判断してございます。

**○小貫委員**

同様に統計書で求人状況と充足の状況についてあります。求人数が上がっているのですけれども、充足数が下がっていると。この原因は何だと考えますか。

**○（産業港湾）商業労政課長**

平成23年度と比較しまして、26年度の新規の求人者数は増加しておりますが、一方、充足数につきましては減少していることになってございます。この充足数といいますのは、有効求人が職業安定所の紹介により求職者、仕事を探している方と結合した、要するに仕事に結びついた件数を言いますけれども、新規の求人数が増加して、一方この充足数が減少した要因といいますのは、先ほど有効求人倍率のところの説明しました仕事を探す方が減ったということが主な理由になりますので、先ほどと同様になりますけれども、一定程度雇用の調整が済んだ、そういったところから次にしっかりと仕事に結びついたそういった状況、一方その一般的に全国的にも人口減少、少子化の影響がございまして、そういったことから、こういった新規求人数が増加している一方、充足数が減少すると、そういったことになっているかと考えております。

**○小貫委員**

そう捉えますか。私は求人が結局パートも含む、企業としてはパートで雇いたいと、ただ雇われる側としては正規で雇われてほしいと、そういうことから、なかなか結びつかないのかなというふうに捉えたのですが、そういう一面はないのでしょうか。

**○（産業港湾）商業労政課長**

先ほど正規職員と非正規職員の割合についての御質問ございましたけれども、現状といたしましては非正規職員の求人というのが多くなってございます。今、委員から御指摘がありましたとおり、そういったことがいわゆるミスマッチの状態が起きていると、そういったことは考えられると考えております。

**○小貫委員**

それで、その市内の非正規雇用の人数の変化、これは押さえられているのでしょうか。

**○（産業港湾）商業労政課長**

先ほど説明しました本市が実施しております労働実態調査で押さえてございます。平成23年度には、正規職員の割合というのはこの調査の結果では66.5%、逆に言いますと非正規職員は33.5%という状態でございましたが、26

年度には正規職員が64.9%、非正規職員が35.1%という状況になってございます。

○小貫委員

パーセンテージで言えばそうなのですけれども、人数というところでいくとつかみきれないということでもよろしいのでしょうかね。

○（産業港湾）商業労政課長

この労働実態調査につきましては、抽出による調査になってございまして、回答数も一定程度確保はしてございますけれども、その年によって若干のばらつきはございます。そういったことから絶対数での比較は難しいというふうに考えてございます。

○小貫委員

割合としては非正規雇用はふえているということなので、このことに対して結局市経済に与える影響ですけれども、これはどのように判断しているのでしょうか。

○（産業港湾）商業労政課長

非正規雇用がふえることにつきましてですが、このまず要因としましては、小樽もそうですけれども、北海道の産業構造が一つあるかと思えます。非正規雇用が多いサービス業がやはり一定程度高い割合にございますので、そういったことが一つ。また季節的要因というのも、北海道の場合、積雪寒冷地といった問題もございまして、建設業ですとか食料製造業、こういったところでそういった非正規雇用といった傾向が高い傾向にあるのかなと考えてございます。そういったことから、非正規職員、非正規の従業員が多いということが、ふえることにつきましては、当然本人につきましては雇用形態の不安定さということが一つあるかと思えます。そういったことから地元への定着というのなかなか難しいのかなとも考えております。

また、非正規職員というのは比較的所得が低い状況にあるかと思えますので、一つはその家庭というのがなかなか持ちづらい状況に、そういった傾向にあるというふうに考えてございます。またその低所得ということから消費の面でも消費の縮小、そういったことが予見されるのかなとも考えてございます。そういったことから、地域経済の規模の縮小であるとか人口の減少であるとか、そういったことが懸念されるというふうに考えてございます。

○小貫委員

最初に言ったように、この質問するきっかけは小樽の経済はどうなのだという問題意識から行いまして、幾つかの指標も結局北海道全体としての指標というのはあるのですけれども、小樽市としてどうなのだというのがなくて、今回は雇用を中心に少し質問しましたけれども、やはり経済全体のところが状況がどうなのかというそのような把握できるようなものをつくっていただけたほうが、私としては質問しやすいなと思うのですけれども、この辺について問題意識というのはどうなのでしょう。

○（産業港湾）産業振興課長

現在、その状況を判断する中では、冒頭にお話差し上げましたようないろいろな指標ですとか経済概況の発表ですとか、そういったものを総合的に判断しながら行っているところでございますけれども、単純に物理的にもいろいろ見なければならぬというふうな側面もございまして、どこまでその指標を市が独自にというのはなかなか難しい部分もあるかと思うのですが、少しでも見やすくといいたまいますか、そういった部分での検討はしてまいりたいというふうには考えてございます。

○小貫委員

◎小樽港貿易について

次に、港湾についてお伺いします。

これも6月28日の北海道新聞の報道で、5月の小樽港貿易概況について報道がありました。5月の輸出で36%減と、輸入も6カ月減少と。これらの報道の金額がどの程度市内経済に影響を及ぼすのか、説明していただけますか。

○（産業港湾）産業港湾室主幹

5月の小樽港貿易概況についての記事に関しての御質問でございますが、これにつきましては小樽税関支所で集計しております統計になります。記事によりますと、前年同月比輸出で36%減の4億8,300万円、輸入は10.2%減の26億900万円となったとございまして、この元データ統計を見ますと、輸出入を合わせた5月単月の貿易額減少額については、前年同月比マイナス5億6,600万円ということで押さえてございます。これにつきまして、市内で船舶等を取り扱っております代理店にお尋ねしたところ、特に目に見える範囲ではロシア向けの輸出、特にやはり中古車などの落ち込みが続いているといったこととございました。

御質問は市内経済への影響についてということでございますが、全市的な影響についてはすぐにはわかりかねるところでございますけれども、港湾事業者の声ということで代理店等によりますと、今回、小樽港で取り扱いの輸出入、小樽で生産された1次産品ですとか工業製品、こういった取り扱いの減では差し当たりはないようだというところとございます。ですから、生産事業者の影響というのは軽微かもしれない。ただし、貿易の取り扱い自体が減少しておりますので、例えば港湾物流ですとか輸出入に携わっております事業者、こういった方に関しましては、売り上げの減少に直結しているということで厳しい状況ではないかと。差し当たっては早くルーブル安が回復してほしいといったような声をお聞きすることができたところです。

○小貫委員

それで、今、理由の説明でロシア向けの輸出が落ち込んでいるというところで、これ原因については説明していただけますか。

○（産業港湾）産業港湾室主幹

ロシアの輸出の落ち込みについてなのですが、2年ほど前になりますでしょうか、ロシアのクリミア半島の併合等の国際情勢の悪化に伴いまして、一つは経済制裁と、国際情勢のことですので、もしかしたら私が勘違いしている部分あるかもしれませんが、一つは国際的な経済制裁ということでロシアの経済が、今、縮小傾向にあるというのが一つ。あともう一つは、そういった中で資源安等が同時に起こった状況になりまして、資源を売りにしていましたロシアとしましては、通貨ルーブルが安くなってしまっているといったようなことで、ロシア国内においては購買力平価が下がることによって、なかなか今まで買えていた輸入品が買えなくなった、今まで以上に輸入品については高価に感じるようになったといったようなことがありまして、北海道、日本から輸出されておりました中古車ですとか、小樽からで言いますとタイヤ、こういったものが今までより割高感が出てきて消費の手控えになっているということで認識してございます。

○小貫委員

それで、この貿易の額というところというと、ここ数年の推移というのは、どうなっているのでしょうか。

○（産業港湾）産業港湾室主幹

ただいまの額ということでお尋ねだったのですけれども、小樽市港湾統計ではだめでしょうか。

○小貫委員

統計上の数値は見ているのでわかるのですよ。

○（産業港湾）産業港湾室主幹

それでは、これ税関の統計ということになりますので、単年度だけ。貿易総額でいきますと、平成26年が401億円、25年が469億円でしたので、1年でマイナス68億円になったかということで押さえております。

○小貫委員

その今説明された貿易額なのですが、なぜそのように推移しているのか、その背景も含めて特徴なども説明していただけますか。

○（産業港湾）産業港湾室主幹

これにつきましては、先ほどの答弁と重複する部分がございます。一つはやはり中古自動車、ロシア向けの輸出の落ち込みということで、この部分、平成26年小樽港貿易概況、これは確報ベースのものですけれども、27年1月30日、小樽税関支署から発表されているものです。輸送用機械、中古自動車なので減少額が7億円ほどということになっているようです。

そして、もう一つ特徴的なものが魚介類、これは輸入ですけれども、減少額が24億円ということで、ロシアからのカニが減少。このカニの減少につきましては、先ほどのロシア経済ですとかルーブル、通貨の問題とは別に、ロシアで資源保護のために乱獲、それから密輸等を防止するような国内での規制を海外向けに発布した経緯がございまして、日本に対するそういった水産資源、ウニですとかカニですとか、そういったものが今落ち込んでいる状況ということが背景になってございます。

○小貫委員

それで、貿易額でいくと、最初ここ数年という話をしたのですけれども、輸入と輸出、どっちがどうなのかという話、資料というのは今持っていたりしますか。輸入が横ばいで輸出が減少とか傾向的に。

○（産業港湾）産業港湾室主幹

申しわけございません。額の資料ということでは、本日持ってきておりません。

○小貫委員

それで、昨年の第2回定例会で指定保税地域の移動の件について質問しましたけれども、第3号ふ頭が、今、指定保税地域として指定されていると。このことがやはり小樽の強みでもあると思うのですけれども、そのことについて説明していただけますか。

○（産業港湾）管理課長

第3号ふ頭に指定保税地域として指定されていることが、小樽港の強みについての御説明という御質問なのですが、第3号ふ頭では水産品、主に活ウニなのですが、そのほか製材、染料、塗料、合成樹脂などのほか動植物性製造飼料が海上輸送によって直接荷役される岸壁を持っていて、そこに隣接する指定保税地域があることから、それら輸入されたものの一時保管ですとか、関税までの徴収までの非常にスムーズにものが入ってくるということなので、迅速な通関手続作業が可能であるということが一つ強みであるかと考えております。

○小貫委員

それで、道内の港湾だと、ほかに指定保税地域を持っているのは、どこがあるのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

済みません、きょうその辺の資料を押さえていませんので、回答できません。

○小貫委員

いや、たしか私の記憶では函館だったかなと思うのですけれども、いいです。それで、この今後の方向性として、指定保税地域を第2号ふ頭に移転すると。小樽港の研究会の報告書では、ロシア貿易ターミナルとして第2号ふ頭を使うのだというふうになっているのですけれども、先ほど水産品との関係で、関税までスムーズにできるからだという話はしているのですけれども、このロシア貿易ターミナルとすることと指定保税地域との関連というのを、もう少し説明していただけますか。

○産業港湾部参事

第2号ふ頭という考え方と、さらにはロシア貿易との兼ね合いでございすけれども、ここ昨年から第2号ふ頭に、今、荷さばき地の整備だとか背後のソーラス用のフェンスを張ったりという形で、今、徐々に第3号ふ頭から第2号ふ頭にロシア貿易を移すという体制をとりつつございすので、それに合わせて第3号ふ頭の保税指定地域を第2号ふ頭に移してという形で、研究会でも報告をしているところでございます。

### ○小貫委員

第 3 号ふ頭で、そして、今、上屋の関係なのですけれども、統計年報によると、第 3 号ふ頭での輸入が約 2,000 トンなのですけれども、ところが上屋の利用率の中には、違う貨物も入っていて、第 3 号ふ頭の上屋に入っている貨物は、どこかからわざわざ運んできているということなのではないでしょうか。

### ○（産業港湾）管理課長

今、第 3 号ふ頭の上屋に入っている主な使用している取扱貨物ということなのですけれども、主に入っている取扱貨物につきましては、飼料原料、米、大豆ということになっていきますので、これらについては、今、港町ふ頭に主に荷役で入っておりますので、そこから陸送で個々の上屋を使用している事業者、その取扱品目がそのまま上屋に入っているという状況になっています。

### ○小貫委員

それで、第 1 回定例会の当委員会で境港と苫小牧港との RORO 船の試験運航について取り上げました。この試験運航は小樽市としては打診を受けていないと。それで状況把握に努めてまいりたいということだったのですけれども、その後の状況把握の状況はどうでしょうか。

### ○（産業港湾）産業港湾室主幹

境港の RORO 船の試験運航についてのお尋ねでございますけれども、ことしに入りまして苫小牧港との試験輸送を 6 月に 2 回実施するといったようなことで情報をつかみまして、前回の第 1 回定例会の際に議論になった平成 25 年のケースでいきますと、苫小牧から境港、新潟、苫小牧で 4 回という試験輸送でしたけれども、今回、28 年に行うものについては苫小牧、敦賀、境港、苫小牧で 2 回実施するといったようなことで情報を把握したところでございます。

これに関しまして、境港管理組合に対しまして情報提供ということでお願いしましたところ、まず官民で 50 名ほどの会員から成ります協議会を立ち上げて、内航 RORO 船の開設を現在目指しているというところだということです。この背景につきましてですけれども、客船ターミナルと申しますか、それを 31 年に向けて新設する予定ということで、現在、境港としては韓国ですとかロシア対岸のフェリー、それ以外ではクルーズ客船も受け入れているのですけれども、さらにそういったハードを整備するに当たって、内航定期航路が今ないものですから、そういったものを開設したいという思いで動いているといったようなことでした。

今回の試験輸送につきましては、北海道に限らずいろいろ幅広く、寄港と申しますか、航路の相手先を今検討しているところだということで、そうはいつでも試験輸送ということでございますので、その実施に当たりましては、船会社と申しますか、テスト輸送を受け入れてくれる、言い方を変えますと船会社の例えば運航ダイヤ等に余裕がある会社に当たりまして、それが結果的に苫小牧港の船社が受け入れて、試験輸送を実施するという運びになったということでお聞きしたところでございます。

### ○小貫委員

前回は取り上げたように、これが実施されることになってしまえば、小樽のフェリー航路の貨物というところの競合というのは心配になるというお話をしたのですけれども、問題は、小樽の場合のその舞鶴や新潟のその先の荷主というところはつかんではいるのでしょうか。

### ○（産業港湾）産業港湾室主幹

舞鶴、新潟の先の荷主というのは、それより以南ということかと思いますが、荷主をつかんでいるかというよりも、舞鶴という拠点がございます、それは関西圏にも近く、そしてそういった山陰地方にも陸送で運べるというところで適地ということで捉えて、そこに航路を開設しているという経緯がございますので、そこを拠点にそれより以西、以南に向けても情報収集を行っているというのが、その運航会社の状況かと考えてございます。

### ○小貫委員

その山陰だとか関西とか舞鶴で、いろいろ集約しているという話なのですが、そうなると思わらくこの舞鶴港としても、それなりの危機意識を持っていると思うのですが、舞鶴港とのやりとりというのはあるのでしょうか。

### ○（産業港湾）産業港湾室主幹

今回、舞鶴港とのやりとり等は行ってございません。

### ○小貫委員

それで、こうやって問題は各管理組合の間で航路が決まってしまうと、それをやめてくれというふうには言うわけにはいかないわけで、この境港と苫小牧港との動きに対して、小樽市としてどうやって対応していく予定なのでしょうか。

### ○（産業港湾）産業港湾室主幹

こういった境港などの航路開設に向けての我々としての動きについてなのですが、我々といたしましても、今回のこの試験輸送を受けまして、市内の港湾関係事業者と情報交換などを進めているところでございます。その中で出てくるのは、やはり集荷の面でフェリー事業者といたしましては、現状の関西圏に近い舞鶴、それは拠点として位置づけたいといったような思いがあると。その意味では、境港にも舞鶴以西、以南ということであれば、舞鶴を拠点に配船する。ただ現状ではダイヤの編成も難しいのではないかとといったようなお話ですとか、あと一方、境港、そちらで実際集荷がどれくらいあるのかといったようなことについても、今後見極めていかなければいけないといったようなお話も出てきております。

いずれにいたしましても、やはり特に太平洋側に競合するであろう内航航路が新規に開設されるといったようなお話、そういったこともあり得るといったようなお話ですので、もしそうなると思わらくと影響は大きいということで、危機感を共有しまして、港湾関係事業者とも情報共有しながら慎重に対応していきたいということで考えてございます。

### ○小貫委員

それで、北海道の港湾統計によれば、平成16年の北海道港湾取扱貨物量が約2億トン、それで26年も約2億トンと、少し減少傾向にはあるのですが、内航ばかりではないので、内航だけの、内貿の数字が手に入らなかったもので、そういう状況なのですが、こういう状況のもとだと、結局貨物がふえていない中で、航路を新たに作るだけでは貨物の奪い合いが港湾の間で生まれてしまうと。このRORO船の動きもそうなのですが、石狩湾新港との関係でもそうなのですが、石狩湾新港で内貿ユニットロードをつくるのだと、新たな堀り込みをつくるのだという話がありますけれども、石狩湾新港でその内貿ユニットロードによって現在取扱量ゼロの取り合わせ品という品目、これを95万トンを目指すのだと、ゼロから95万トンという莫大な数字ですが、この取り合わせ品について説明していただくとともに、最新の道内の内貿での取り合わせ品の取扱量について説明してください。

### ○（産業港湾）産業港湾室主幹

まず取り合わせ品についてですが、港湾統計上の分類でいきますと、具体的に言うと引越し荷物ですとか郵便物などで、一般的には恐らく宅配便が一番ウエートが大きいのかなと考えてございます。

道内の内貿取り合わせ品の取扱量ですが、過去3年でいきますと、平成24年が29万4,565トン、25年が33万5,840トン、平成26年が36万8,620トンとなっております。

### ○小貫委員

道内でも大体36万トンぐらいだと。ところが石狩湾新港だけで95万トンを目指すのだという話で、この取り合わせ品という宅配便、郵便物、引越し荷物が、ここまでふえるということが現実的だと思いますか、その港湾の管理者として、どうでしょうか。

○産業港湾部参事

石狩湾新港で95万トンということで、昨年で言えば36万トンだということで、それについては石狩湾新港でそれぞれの事業者なりのヒアリングだとかで積み上げた数字でございますので、我々小樽港の管理者としてどうこうということではないです。ただ、この36万トン以外に、実はフェリーで運ばれている貨物もありますので、それはそのフェリー貨物でカウントしてございますので、実情取り合わせ品というのは道内で何トンあるのかというのは、なかなか把握できないところではあります。

○小貫委員

今フェリーで扱われているものがあるのではという、フェリーで扱われているものが仮に石狩湾新港に持っていかれたら、もっと問題だと思うのですけれども、それ以上突っ込むと、総務の委員会の話になってしまいますので、この話はこの程度にしますけれども、それでもう一つこの間の議論の中で、小樽港への大豆輸入について研究しますというのが報告書の中身なのですけれども、この研究状況はいかがなのでしょう。

○（産業港湾）事業課長

大豆輸入についての研究についてですけれども、現在、小樽港におきましては、大豆の取り扱いはされていない状況でございます。大豆輸入の研究につきましても、現在、既存の苫小牧のルートがこういったものがございまして、なかなかそういった意味では課題が非常に多いということで、現在におきましてはなかなかその報告を申し上げる成果というものは上がってございませぬけれども、今後も関係事業者ですとかヒアリングを行いまして、そういった研究を今後も引き続き行ってまいりたいと考えております。

○小貫委員

それで、大豆の選別業者はいるけれども、加工業者がないということで、この大豆の加工業者への何かしらのアクション、誘致活動など、そういうのはこの間してきたのでしょうか。

○（産業港湾）事業課長

港湾計画改訂作業の一環といたしまして、銭函にある大豆の加工業者がございませぬけれども、昨年12月にヒアリングを行ってございます。

○小貫委員

その結果、どうだったのですか。

○（産業港湾）事業課長

ヒアリングの結果についてですけれども、その加工業者によりますと、その原料の輸入先といいますのが、アメリカですとかカナダですとか、こういったところから輸入しているということで、その原料の輸入先が苫小牧港を利用されているということでございます。

ヒアリングした際に、そういった意味で小樽港を利用する可能性があるのかということでお聞きしましたところ、その可能性については肯定的であるとお聞きしていますので、この小樽港利用のためには、こういったことが必要なのかといったことにつきましては、今後の港湾計画改訂作業の中で検討してまいりたいというふうと考えております。

○小貫委員

それで、今、加工業者とのヒアリングという話があったのですけれども、その加工業者で年間どのぐらい大豆を使うかというのは聞いていますか。済みません、今すぐ出なければいいです。

○（産業港湾）事業課長

数量につきましては、今持ち合わせてございませぬので、申しわけございませぬ。

○小貫委員

今、港湾計画の話もありましたので、あわせて聞きたいのですけれども、長期構想の委員会の発足のめどという

のはどうなのでしょう。

○（産業港湾）事業課長

小樽港長期構想検討委員の策定につきましては、来週に委員への委嘱を考えておまして、その委員の委嘱が終わりますと発足ということで、現在におきましては 8 月後半に第 1 回の長期構想検討委員会を、開催したいというふうにして考えております。

○小貫委員

それで前回聞いたときには、一般的には商工会議所も入るでしょうみたいな聞き方で、新幹線のまちづくりとの関係では、本会議の答弁で、市長は、結局、商工会議所から提示された人はだめだからだめ出したのだという答弁で、結局、商工会議所の選んだ人を蹴ったというような答弁がありましたけれどもね、その辺は長期構想ではどうなのでしょう。

○（産業港湾）事業課長

正式には、来週、書面でもって委任されるということになりますけれども、その委員の中には、商工会議所が参画するという状況でございます。

○小貫委員

◎北浜橋について

次に、北浜橋についてなのですが、北運河にかかるこの北浜橋についてまず説明していただけますか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

北運河にかかる北浜橋について、橋というか橋梁という機能ということよりは、観光的な側面ということで説明させていただきますけれども、まず北運河につきましては、幅員 40 メートルを残しております小樽運河の原風景といえるエリアでございます。北浜橋はこれを代表する象徴的な構築物であるというような捉え方できているところでございます。

○小貫委員

運河には幾つか橋がかかっていますが、今、原風景ということで、それを結局、往時の状況を保っている橋ということで捉えてよろしいのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

北浜橋に関します往時の原風景についてなのですが、平成 21 年 2 月に建設部になりますけれども、小樽市景観計画というものを策定しております。その中で小樽運河北地区の位置づけで、往時の小樽の姿という記載がありますが、この往時という言葉の時代についてなのですが、小樽運河が大正 12 年に完成した後に、昭和初期にかけて、周辺にあります北海製罐とかそういう工場群、その辺が立ち並んだ昭和初期、運河の完成した 12 年から大正初期にかけての時代を指して往時というイメージを持っているということです。

○小貫委員

そのころからあった橋なのですよという、でいいのですか、そういう捉えで。

○（産業港湾）管理課長

北浜橋について、現在かかっている橋梁の竣工年月日を指す橋名板というものがあるのですが、それによりますと昭和 33 年竣工となっていて、それ以前の記録については今わからない状況にあります。

○小貫委員

要は運河の埋め立て以前からもあったということで、確認しておきたいと思います。北浜橋の先に北海製罐の倉庫があるのですが、これがいつ建ったかというのわかりますか。

○（産業港湾）管理課長

これも建設部に確認したのですが、昭和 62 年 5 月に新築されているということで確認しました。

○小貫委員

先ほど昭和33年という話がありましたけれども、そのころそうしたら北浜橋の先というのは、どういうふうになっていたのでしょうか。

○（産業港湾）管理課長

昭和62年に倉庫を建設する前は、港湾の管理用道路として現在の縦貫線ができる前、ちょうど今の北海製罐の中を港湾用道路が通っておりました。その先はまだ現在の色内ふ頭等が整備されていませんで、北浜橋からは海面が見えた状況にあると想像されます。

○小貫委員

やはりそういうことから照らすと、北浜橋の先というのは、何もないというのが本来の姿だったのではないかなというふうに思いますけれども、これは確認をして、それで、ところがそれが行きどまりに今はなってしまう、昭和62年に北海製罐の倉庫が建ったことによって、そのことに対しての小樽市の過去の対応について説明していただけますか。

○（産業港湾）管理課長

港湾部としてのお話になると思いますけれども、平成10年ごろに、旧小樽港湾道路、要は縦貫線ができる前に使っていた道路の用地の売買等に合わせて、当時、港湾から北海製罐については、将来的には建物を撤去していただくという要請を行っているということは記録されていますけれども、それ以後の要請については記録がございませんので、御回答することはできません。

○小貫委員

それで平成10年当時は、一応北海製罐には要請をしたと。問題は今後どうするか、そのことは引き継いでいっているのかどうするのかなのですが、私たちも何も現在動いている倉庫を撤去すべきだということは言っていないのですけれども、今後何かの変動があったときに、やはりあそこを買い戻してこそ北運河の本来の姿を保って、旧国鉄手宮線と一体にした観光というところに結びつけられるのではないかなというふうに私は思うのです。それについてはどっちが答えるのか不明確な質問になっていましたけれども、どうでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

行きどまりとなっている橋梁というような機能というよりも、観光の側面、最初の話になってしまうのですが、北運河が委員のおっしゃるとおり新たな観光資源として磨き上げられていって、観光動線が北運河方面に広がっていくということになっていけば、やはり最初に申し上げた小樽運河の北側の象徴として位置づけられますので、その行きどまりとなっていることについては言及できませんけれども、観光資源としての活用についてどういった生かし方ができるかは研究してまいりたいと考えます。

○小貫委員

北浜橋については問題提起だけさせていただきまして、この後に移りたいと思います。

◎フェリーについて

まずフェリーの話についてお伺いします。小樽港研究所の報告書では、14ページになるのですが、教育旅行など新たな客層を取り込むとありますけれども、小樽港と新潟港、舞鶴港のフェリー航路を利用した教育旅行の実績というのはあるのかどうか、どうでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

これも調査としては船会社とか小樽市教育委員会にヒアリングで調査した結果でございますので、全てではなく把握している部分ということでございますけれども、まず、小樽から新潟なり舞鶴に、小樽から行くという教育旅行は平成27年度で小学校、中学校ゼロということですが、小樽からの修学旅行等の日程というのが決まっています、小学校は1泊2日、中学校は2泊3日になっているということでございますので、フェリーを利用した修学旅行と

いいますと、往復でもうこれを使ってしまうということから、なかなか日程的に難しいのかなということも感じました。

それから、来るほうでございますけれども、舞鶴から小樽へというのが中学校 1 校、高校 1 校で合わせて約 200 名の利用があったと。それから新潟から小樽へは中学校 1 校約 100 名の利用があったということで、これは新日本海フェリーからのヒアリングの結果でございます。

○小貫委員

今度、太平洋側に移すと、こちらは修学旅行という枠ではなくて、大洗町とかでは苫小牧と結んだ洋上学習というのを行ってまして、この苫小牧港を利用したフェリーの教育旅行については実態をつかんでいるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

苫小牧港の例ということで、これもヒアリング調査、苫小牧市に聞いたところ、そこは把握していないということなので、船会社に直接ヒアリングいたしましたところ、着便ですね、商船三井フェリーで茨城の大洗から苫小牧港に、学校数はわからないのですが、5,000 名の送客があったという実績、それからシルバーフェリーは行き来なし、太平洋フェリーは、苫小牧からの発で、北海道の高校が苫小牧から仙台と苫小牧から名古屋、合わせて 9 校約 700 名の送客といえますか、発便があったと聞きました。

○小貫委員

それで、やはり教育旅行の新たな客層の取り組みというのですから、まず現状どのようなフェリーを活用した教育旅行が行われているかつかむことが大事だと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）産業港湾室主幹

教育旅行につきましてですけれども、フェリーの担当者等とお話した際に、記憶がはっきりとはないのですが、今の修学旅行というお話がありましたけれども、社会人向けの研修旅行ですとか、大学生向けの何かサークル的な中で、洋上で体験を一にするといったようなことで、いろいろな切り口の体験型の教育旅行があるのではないかと、そういったものの可能性はどうだろうといったようなことで、フェリーの旅客部門の関係での集客に向けて情報交換等をした経緯がかつてございました。

○小貫委員

せっかく新日本海フェリーというフェリー会社が小樽にあるのですから、ほかからそれを誘致するというのもそのようなのですが、苫小牧港へは 5,000 人行っているということなので、やはり教育委員会との関係もあると思うのですが、こっちから出発することも検討したほうが良いと思うのですが、これについてはいかがでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

観光振興室の業務といたしまして、誘客はプロモーション等を通じて教育旅行の誘致、宣伝活動というのは行っておりますけれども、小樽の学校、小樽港側から出すという業務については、私どもの中では難しいかと思うところでございます。

（「相談しますぐらいは言えないですか。まあいいや」と呼ぶ者あり）

○小貫委員

◎店舗リフォームについて

それで、もう一つ陳情の店舗リフォームに話を移します。

前回の委員会で、商店街などから整備更新の補助など余り要望が上がってきていないみたいな話だったのですが、設備更新についてのニーズ調査など、その後実施しているのでしょうか。

○（産業港湾）山本主幹

前回以降、この間、広く意見を聞くという意味で、市内の経済団体にも経営課題などに関するヒアリングを行っ

てきたところであります。ヒアリングの中では、事業者の抱える経営課題としまして、集客力の向上ですとか、後継者問題、それから新商品開発などの諸課題が上げられておりました。こうした課題を解決するためにももちろん財政的なこともありますので、効果的な支援策を検討してほしいという意見なども出されたところであります。

今後につきましても、このような課題を含めまして、設備更新のニーズにつきましても、商店街やそれから各商店を通じた調査を続けてまいりたいと考えております。

#### ○小貫委員

もう一つは他都市の事例調査なのですから、これについては行っているのでしょうか。

#### ○（産業港湾）山本主幹

道内他都市の状況につきましては、4市から聞き取りで調査を始めているところでございます。それぞれ制度を導入しました背景なども異なりますし、またそれに伴いまして補助率ですとか、対象者の要件も異なっているところがございます。また、制度の導入から比較的年数が浅いということもありまして、売り上げがアップしたなどのそういった経営改善に効果的かどうかという検証につきましても、今後の検討課題というふうに伺っております。

#### ○小貫委員

もう一つが、前回聞いたとき、商店の事業閉鎖の理由が消費の落ち込みとか後継者不足で廃業というケースが多いということなのですから、この廃業の理由については何か調査あるのでしょうか。

#### ○（産業港湾）山本主幹

廃業に至る理由につきましては、委員のおっしゃるとおり、商店街等からも後継者不足で自主廃業に至るケースが多いというお話は聞いているところであります。ただ、詳細な分析までには至っていないのが現状でございます。

#### ○小貫委員

私も少し調べたところでは、新潟市でも今年度ぐらいから始めていたりして、それは小樽の私道の整備助成金みたいに補助額というか、予算が決まっています予算に達し次第終わりというような、そういう財政面にも考慮した制度を使っている市もありますので、ぜひいろいろ検討とかをして実施に向けて検討を重ねてほしいなという要望だけして、この質問を終わります。

#### ○（産業港湾）産業港湾室主幹

先ほどの答弁の中で申し上げました統計データにつき、訂正させていただきます。小貫委員からのここ数年の貿易額の推移につきましてという問いに対しまして、小樽港貿易概況の数値で、先ほど平成25年と26年のデータを申し上げたところです。これを直近27年のデータがございましたので、27年が367億円、26年が先ほどと同じ401億円でマイナス34億円というのが直近の数字でございました。

#### ○委員長

共産党の質疑を終結いたします。

民主党に移します。

---

#### ○面野委員

##### ◎市内観光について

まず、市内観光について何点かお伺いします。

先ほどの中村吉宏委員のWi-Fiのアクセスポイントについての質問の中で、私も1点気づいて、もし答えられなければ結構なのですから。

先日、運河プラザにワークショップか何かで行った際に、アクセスポイントがあるということで試してみたのですが、何か会員登録みたいなのをしてくださというように、そういう何かページにつながってしまったのですよね。端的に言うと、すぐに使える感じではなかったのですけれども、私も何せ休憩中だったものですから、ずっと

作業していたわけではないのですけれども、運河プラザ、ほかにもアクセスポイントがあるところがあると思うのですけれども、そのアクセスの手順というのは一律で決まっているものなのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいまの運河プラザのWi-Fiのアクセスポイントについてでありますけれども、運河プラザのWi-Fiのアクセスポイントは、外国人向け利用のアクセスポイントを設けております。でありますので、外国人のパスポート等の提示によってパスカードをその窓口で交付をして利用ができる。ですので、今委員のおっしゃったとおり、まずつないだらパスコードを求められるような設定となっております。ただし、日本の方にも使えるように、大変申しわけございません、記憶が定かではないのですが、30分以内の無料のフリーのアクセスポイントとしても利用はできるのですけれども、今、委員が何分間そちらにいらっしゃってから初めてWi-Fiを利用されたかという部分になりますので、その部分は正確な数字はお示しできませんけれども、日本人も30分間は利用できる。ほかは外国人の利用向けにIDパスワードが必要になっているという設定となっております。

○面野委員

◎官民協働の観光ビジョンについて

次に、最近、先ほどもちらっと出ていましたが、官民協働という言葉がまちづくりの勉強会などもそうですし、このたびの地方創生事業などでも官民協働という単語が随分出てくるのですが、この小樽市、本市の行政と民間が描いている観光についての統一した今後のビジョンというのは、今どういう状況なのでしょう。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

官民協働のお話でございますけれども、市と民間事業者で構成されている観光協会は本市の観光振興のために現在でも協働して業務を進めておりますので、今も官民協働の体制で本市の観光の推進を図っているところだと言えます。

今回の地方創生加速化交付金に応募した件について紹介させていただきますと、まずは観光協会と協力体制を一層強めまして、そしてそれ以外の観光関連団体や大学、それから金融機関等も協働していきたいというふうな考えであります。ですから、御質問のビジョンの統一性ということと言いますと、今回のこの小樽版DMO観光整備事業でもって、こうした関係団体が同じ方向を向けるような合意形成を築くための事業でありますので、現在やっている観光協会との官民協働より一歩進んだ官民のビジョンの統一性を今後もたらずものと考えております。

○面野委員

それで、私も議員にさせていただいてから1年間祭りだとかイベント、スポーツ振興、商業振興等いろいろとボランティアで参加させていただいた中で、やはり小樽市という名前が後援であったり協賛であったり事務局として結構参画している部分を多く見てきました。

それで、今お答えいただいた官民協働というのは、観光事業者との深いかかわり合いということで、もちろんこれも大切なことだと思うのですけれども、やはり観光事業者でない方とのいわゆる民の方とのつながり合いというもの、私はこれからは非常に大切なものになってくるのかなというふうに思っているのですが、よく私も活動中に市民の方からやはり議員もまちに出て、まちの状況を見るべきだとか、市民の声を聞くべきだなんていうことをたびたび言われるのです。多分職員の皆さんもそういう経験をされたことが、言われたことがあると思うのですけれども、小樽市として観光宣言もされているわけで、この基本計画も立てているわけですから、観光事業者だけではなく、これから市民の方にも観光事業とは関係のない市民の方にも周知していく、小樽は観光で頑張っていくのだということを根づかせることが大切だと思っておりますので、観光事業者のみならず、その辺の一般市民の方の参画も考慮していただいて、次の質問にも係ってくる新観光基本計画も考えていただきたいなというふうに今思っています。

それで次に、新聞記事で北海道内各地で前年を上回る観光入込客数の増加を見受けるという記事を最近よく見る

のですが、この小樽市において現在何が目玉で観光客の増加につながっていると分析しているのかお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

本市観光の目玉ということでございますけれども、まずやはり小樽というブランドの力というものが非常に大きいと感じています。それと要因と申しますか、そもそも小樽ブームは運河と歴史的建造物に端を発したと申しますか、発端となっております。これが一つ目玉。それから加えまして、すし、スイーツなどのグルメ、それからガラス、オルゴールなどが加わって観光客を引きつけている人気の要因を構成していると感じております。

○面野委員

今さまざまな小樽ブランドまた魅力的なものを答弁いただきましたが、この観光事業者数という意味では、過去から現在までの推移というのは把握しているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

全体の観光事業者数ということでございますが、事業者数自体の数は把握していないのでございますけれども、観光入込客数調査を計測する際に、調査地点からデータをもらうわけですが、この宿泊施設、観光施設というのは、ここ10年5年、ずっと約100カ所で推移しております。それから、事業者数ということではないのですが、観光協会の会員数ですね、これも観光事業者を除くものもありますが、ほとんど観光事業者で会員構成されています。その数でいきますと、10年前の平成18年で277会員で、ことしの28年4月の年度当初で350会員ということで、10年で73ふえていて、パーセンテージで言いますと、26%アップしているというようなことの把握はしております。

○面野委員

ちなみにこの内訳、業者の内訳というのはわかりませんか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

ほとんどが観光業界で、それがガラス業なのかすし店なのかという把握は、申しわけないですが、いたしておりますので、きょうはお示しできません。

○面野委員

物販業が多いのですか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

観光施設、水族館ですとか施設も含めますので、内訳はお示しできませんが、感覚的な割合としては物販業が多く占めると思っております。

○面野委員

今後、観光産業に求められるというのは、その観光消費額、これだけ年間800万人に迫る観光客の方々がいらっしゃるんで、やはり観光消費額に何とか底上げにつなげたいとは、皆さん事業者の方も行政の方もそういうお考えだとは思いますが、昨年までの小樽市観光基本計画の中にも、何か四つの基本的な考えというページがあって、その中に産業構造改革ということで載っているのですが、まさに今、小樽市観光入込客数がふえている中で、ここの改革ということはすごく大切なことだと思いますので、次の新観光基本計画にもこの部分を盛り込んでいただきたいと思っております。

◎新観光基本計画について

それでは次に、新しい観光基本計画の計画策定についてですが、まず前回は数値目標の設定を行っていなかったのですが、私、北海道の外国人観光客に対しての道が策定した事業計画書を見たのですが、そこにはやはり満足度の上昇だとか、観光消費額を10%上げるだとか、そういったことが盛り込まれておりました。前回の計画には量的目標はあえて設定しないと明記してあるのですが、その下の質的目標の設定という部分で、「観光客の満足度を高めます」「宿泊滞在型観光への移行を進めます」、三つ目に「観光の経済波及効果を高めます」ということで掲げ

られているのですが、実際これをそしゃくするというか考えていくと、やはり数値で表わさないとなかなかわかりにくいものばかりなのかなというふうには思うのですが、現在、観光基本計画の策定会議も何度かされているという事で聞いているのですが、この目標値の設定ということでは今議論されているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

新観光基本計画における数値目標というお話でございますけれども、委員のおっしゃるとおり、現在、策定委員会を、昨日第3回を行ったところですが、委員会の中でも、これからといいますか、数値目標は必要だと、必要性を唱える委員も多くて、そのような議論も現在されているところでございます。ですので、ここの議論の中で、今後その数値目標を導入していくか、導入するとすればどのような目標の設定がふさわしいのかということも含めて、今後、討議が成されるものかと感じております。

○面野委員

ちなみに、今、策定委員会というのは、以前の計画の最後のあたりのページには、皆さん策定委員の名簿が載っているのですが、今回何か変わった点というか、メンバーの入れかえなどはあったのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

主なところでいきますと、市民選抜の制度がしかれましたので、委員登録制の登録をされている市民の中から、新たに3名を選出しまして、それから従来こちらで観光基本計画をつくるので、どなたかいらっしゃいませんかという独自の声かけの部分の市民委員が2名いらっしゃるの、市民の皆様だけで5名入っておりまして、前は2名でしたので、この辺が大きく違って、市民の目が入ってくるかなということで考えております。

○面野委員

森井市長の意向が反映されているということで理解しました。それから、この前回の観光基本計画の中に、経済波及効果を高めますという点があるのですが、これは以前、10年ぐらい前に何か波及効果の検証を行ったと聞いているのですが、この項で高めますというふうに明文化されているのですけれども、これは波及効果の検証というのは、これからする予定はあるのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室嶋崎主幹

波及効果ということですが、現在5年に1回、観光客動態調査というのを前回、直近では平成25年に行いましたが、この調査の中で観光客の総消費額ということで把握しておりますけれども、委員おっしゃる経済波及効果の実測、測定ということになりますと、費用面も含めましてその実施とか検証というところは今のところ難しいかと考えているところでございます。

○面野委員

何事も分析もそうですが、いろいろとこの策定にもかなり時間も費やすし、費用も費やすと思うのですが、やはりこの観光基本計画が主なことになって、これから小樽の次の観光のステージに盛り上がっていくことと思いますので、この策定についてはしっかりと皆様で熱い議論を繰り広げていただけてつくっていただきたいと思っております。

◎潮まつり50周年について

それでは、次に潮まつりの50周年の節目としてということで、当初予算に前年度は520万円だった予算が今年度770万円ということで増額されているのですが、この50周年としての目玉といたしまして、何に力を入れていくのか、そして今回市が補助金を増額した主な理由をお聞かせください。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

50回の目玉と今年度小樽市が補助金を増額した理由につきましては、ことしは50回の節目に当たり、おたる潮まつりのメイン行事でもある潮ねりこみで1万人参加を目標に、地元企業や市内小・中学校、高等学校などに参加を呼びかけております。また、市民や観光客が楽しみにしている花火も、日曜日は例年の倍の4,000発の花火を打ち上げる予定であります。

また、市として補助金を増額した理由につきましては、先ほど御説明したねりこみ参加の増加、あと花火の見物客の増加に伴う会場整備や警備などの安全対策の増強を図る必要があるということで増額要求したものであります。

**○面野委員**

私もことしも幾つかの梯団に参加する予定でいるのですけれども、私が参加する梯団の中にはかなり気合いの入っている梯団もあって、何とか入賞する方法はないかということで、会議まで開いて審査員席の前で何かポーズ入れたほうがいいのかとか、いろいろそういった本当50周年ということもあって、かなり熱くなっている方も中にはいらっしゃるのですが、私もすごく楽しみにはしているのですが、ことしのねりこみは1万人を目標にしているということなのですが、この直近の3年の参加梯団数の推移と参加人数がわかればお聞かせください。

**○（産業港湾）観光振興室海谷主幹**

参加梯団数と参加人数の推移につきましては、平成25年第47回は82梯団、6,013人、26年第48回は80梯団、6,200人参加予定ではありましたが、暴風雨のため参加辞退などがあり、64梯団、4,851人、27年第49回は89梯団、7,274人となっております。

**○面野委員**

なかなか1万人にふやすのは難しいのかなというふうに今感じましたけれども、まずこの参加人数をふやすというのは、祭りの盛り上がりにももちろんつながるすごく大切なことだと思うのですが、今回の50周年だけということではなくて、やはり今後の、来年からの潮まつりにも、せっかくなので参加していただけるような何かそういう気遣いとかケアが私は必要だと思うのです。今回参加した方々にやはり入賞、特別賞ですとか、そういったことをふやして、次回以降の参加意識を高めるということも有効だと思うのですが、そのような考えは、現在、実行委員会では議論されているのでしょうか。

**○（産業港湾）観光振興室海谷主幹**

今後も参加していただくためのケアについては、現在、潮まつりの伝統や文化を継承するために、一昨年から教育委員会と連携して、市内小・中学校で潮踊りのお稽古会を実施しております。この活動も今後も続けていきたいものと考えております。

また、今、御提案のありました賞の充実についても、一般表彰に加えて、市内の小・中学校を対象にした特別賞について拡充も実行委員会では検討していると聞いております。

**○面野委員**

観光振興室は、潮まつりの実行委員会では事務局ということでもかかわり合っているというふうに認識しているのですが、私も雪あかりのボランティア部会でもかかわらせてもらったのですが、事務局のお力というのは本当に頭の下がる思いがあるのですが、この潮まつりでは実行委員会とはどうかかわり合いをしているのか、お聞かせください。

**○（産業港湾）観光振興室海谷主幹**

観光振興室と実行委員会のかかわりにつきましては、祭り運営のための事務局員として携わっております。主な業務として、祭りの円滑な実施に伴う関係機関、団体との連絡調整などを行っているものであります。

**○面野委員**

それでは潮まつりの最後の質問ですが、私もまちを歩いていると、ポスターは市内各所ですごくたくさん見られますが、この質問をつくるというか気になってつくるに当たって、ホームページですとかSNS、ツイッターなどをやっておられるようでしたが、いまいち何か盛り上がっていないとか、余り感じるができない、更新もそんなにしていないのかなというふうには感じて、少し心配していたのですが、今後、潮まつりについてはどのようなPR活動を行っていくのか、わかればお聞かせいただきたいのですが。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

今お話がありましたホームページや SNS の情報発信のほかにも、潮まつりとして PR キャラバンとして市内や札幌駅などで潮まつりのチラシの配布などの PR 活動を主に 7 月の土曜日、日曜日に行ってまいります。ことしは 7 月 9 日の小樽駅での PR のほか、市内 4 カ所を皮切りに計 8 回予定していると聞いております。特に 50 回ということで市内中心部だけでなく市内全体の周知を図るため、ことしは蘭島や銭函方面での PR も予定していると聞いております。

○面野委員

私も微力ながら何とか盛り上げていこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎おたるドリームビーチについて

それでは最後に、おたるドリームビーチについて。

今定例会の中でも、本会議でもそうですし予算特別委員会からも、各会派からたくさん議論が行われてきたのですが、私も駐車場の経営のことですとか開いてからのことで、少し質問をさせていただきたいと思います。

まず、昨年の海水浴場の閉鎖時は、先ほど秋元委員からもあったように、有志で集まった方々ですとかマスコミのおかげで、大きな事故や事件もなく終わったというふうに私も認識しているのですが、その中でやはり現場で駐車場を閉鎖したということもかなり大きい要因の一つだと私は考えているのですが、ことしの駐車場に関して、まず質問をしていきたいと思います。

小樽市駐車場条例では、小樽市銭函 3 丁目駐車場の設置期間は市長が定めるということであるのですが、この期間はことしどのような期間になっているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

今年度の設置期間につきましては、海水浴場の開設期間に合わせて 7 月 9 日から 8 月 31 日を定める予定であります。

○面野委員

この銭函 3 丁目駐車場の管理というのは、市の職員の方が担当しているのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

駐車場の管理につきましては、入札により事業者を決定し、委託にて管理を行っているものであります。

○面野委員

となると、管理者の方は協議会には名前を連ねていないと思うのですがけれども、先日、主幹とお話をしていたときに、駐車場の解錠・施錠またはその組合員の出入りなどは、駐車場の営業時間外になるおそれがあるのではないかというお話もしていたのですが、協議会の一員としたほうが、情報共有などにおいても意思の疎通を図る部分でも大切だと思うのですが、どうでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいまの御質問のありました管理委託事業者を協議会の一員にしたほうがよいのではという御質問だと思いますけれども、こちらの管理委託事業者は毎年度入札で事業者を決定しておりますので、継続性が担保されず協議会の構成機関としての参加は難しいものと考えております。ただし、協議会で定めたルールなどの情報共有は事業者ときちんと情報共有を図ってまいりたいと考えております。

○面野委員

ちなみに今回のこのルールについては、どのような説明を行ったのでしょうか。

○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

委託事業者への今回のルールの周知については、市から直接駐車場の解錠及び閉鎖業務や海の家営業時間など駐車場管理に必要なルールの周知について説明を行ったものであります。

### ○面野委員

酒井隆行委員も心配なされていたのですが、何時に人がいなくなるのか、海の家働いている方もそうなのですが、この中に利用者の方で駐車場に入れっ放しで車が残っていると、その他今は具体的にはその問題というのは示せませんが、そういった問題が起きた場合は、管理者の方はどのように対応してくださいというふうに指導というか、行っているのでしょうか。

### ○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ただいまの管理委託業者の駐車場の管理上の対応ということになるとと思いますが、閉鎖の関係についてなのですが、現在、海水浴場の開設者である組合と今協議を行っている、閉鎖についてのその協議を行っていることを事業者の説明しております。

また、その他の問題ということで今御質問がありましたが、事由によっていろいろ状況が異なると思いますけれども、例えば交通事故等についてはきちんと警察に連絡するよというのを事業者の説明を行っているところでもあります。

### ○面野委員

残っている車の対処も協議会、組合の方との協議ということなのですが、何とかスムーズに解決方法を見出していきたいと思います。

次に、民主党佐々木委員の予算特別委員会での質問に対して、事前周知の方法についての質問で、市のホームページやマスコミにて、現在、事前周知していると。また現地にて看板でこれから周知していくというふうな答弁があったのですが、実際、私も 2 日前ほど、暗い夕方ごろだったのですけれども、現地を通る機会がありまして見てきたのですが、看板は今のところまだ設置していなかったのですけれども、実際の事前周知というのは現在どこまで進んでいるのでしょうか。あと看板の設置というのは、いつから始めるのかお聞かせください。

### ○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

今、事前周知は、どこまで進んでいるのかという御質問だと思いますけれども、ホームページやマスコミへの事前周知はもう行いました。看板については海水浴場が開設に間に合うように、現在、準備を進めている状況であります。

### ○面野委員

もちろん開設までには間に合うように看板ということでもいいのですよね。

ちなみに、その看板に記載する内容というのは、このルールブックはかなりの量があると思うのですけれども、どの辺の注意書きを記載する予定なのでしょうか。

### ○（産業港湾）観光振興室海谷主幹

ルール周知の看板については、海水浴場利用者向けのものであり、飲酒運転の禁止、未成年者の飲酒の禁止、火気使用の禁止、キャンプの禁止、入れ墨やタトゥー、騒音等の注意などの内容であります。そのような看板の設置を、今、準備を進めている状況であります。

### ○面野委員

また、利用者の多くは札幌の方、札幌市民の方が多いというふうに過去の経緯では聞いているのですが、札幌市民への事前周知、啓発活動など、あと札幌市の行政間のネットワークなどを駆使して、できれば国道 337 号の入口あたりから、私は例えば看板を立てて周知を促したりとかということが大切なのかなというふうに思っていますので、もしその辺も議論していただく余地があるのであれば、考えていただきたいなと思っております。

最後に、私たち昨年秋ごろ、神奈川県逗子市に、この海水浴場条例について視察をさせていただきました。逗子では、シーズン中も啓発チラシということで、パトロールしている方が小さい A 5 ぐらいの紙なのではないか、カラーで英語と日本語、あそこはかなりアメリカ人の方も多く使われるということで、日本語と英語の表記の 2 種

類を用いてピクトグラム、その内容は海の家以外での飲酒の禁止、他者を畏怖するようなタトゥーの露出禁止、スピーカー等での音楽を流すことを禁止するというような内容のものを、パトロールの方が一応コミュニケーションもとりながらという形ではあるのでしょうかけれども、日々その啓発チラシをまいて予防に努めていたということなのですが、今回このドリームビーチに関しては、このような啓発活動というのは考えているのでしょうか。

**○（産業港湾）観光振興室海谷主幹**

今チラシの配布とピクトグラムを用いての注意喚起のルール周知の部分ということで、効果的なルールの周知といたしましては、市としては、現在、駐車場内または海水浴場内に行って海水浴場利用者に目立つ場所への看板設置が必要と考えております。

まだ先ほど委員からお話のあったとおり、図面上での建設箇所というのは私たちもわかるのですが、最終的にまだどのような形で建物が建つかという最終型がまだ見えていませんので、今そこについてはきちんと今どこが一番目立つ場所かという部分については考えております。また、チラシについても組合として英語表記の部分はありませんけれども、チラシなどによるルール周知の啓発は予定していると聞いております。

啓発活動について、札幌市と連携したほうがよろしいのではないかとということで、昨年もドリームビーチが閉鎖された際に、札幌市の教育委員会にチラシの配布などの協力を求めてまいりました。ことしもルールなどの今年度も同様に協力を求めてまいりたいものと考えております。

**○面野委員**

皆さん心配されている今回のドリームビーチなので、私もパトロールとしてではなく利用者として遊びに行きたいなと思っていますので、安心・安全な海水浴場のために頑張ってください。

**○委員長**

民主党の質疑を終結いたします。

以上をもって質疑を終結し、意見調整のため、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 52 分

再開 午後 4 時 58 分

**○委員長**

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

これより、討論に入ります。

**○小貫委員**

日本共産党を代表して、陳情第11号「店舗リフォーム助成」条例制定方について採択を求めて討論します。

高崎市が行っているまちなか商店リニューアル助成事業については、高い補助率で助成を行っていますが、他都市ではそのことを踏まえ、予算額に達し次第終了するなど、事業費に歯どめをかけながら実施しているところもあります。いずれにしても、ニーズ調査や他都市の調査を進め、前向きに検討することが必要と考え、採択を求め、議員各位の賛同をお願いして、討論といたします。

**○委員長**

以上をもって討論を終結し、これより順次、採決いたします。

まず、陳情第11号について採決いたします。

継続審査と決定することに、賛成の委員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○委員長

起立多数。

よって、さように決しました。

次に、所管事務の調査について採決いたします。

継続審査と決定することに、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長

御異議なしと認め、さように決しました。

本日は、これをもって散会いたします。